

福岡県公報

平成30年4月10日
第3982号

目次

告示 (第392号 - 第402号)

○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○都市計画の変更	(都市計画課) ……………	3
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○廃川敷地等の発生	(河川管理課) ……………	4

公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	4
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) ……………	6
○介護老人保健施設の許可	(介護保険課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課) ……………	9
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村森林整備課) ……………	9

○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村森林整備課) ……………	9
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村森林整備課) ……………	10
○土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課) ……………	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(廃棄物対策課) ……………	11

選挙管理委員会

○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職 の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(市町村支援課) ……………	12
---	----------------	----

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	40
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	45
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	48
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	51
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	57
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	60
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	65
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	86
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	91
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	95

公安委員会

○犯罪被害者等給付金の支給についての裁定	(警察本部被害者支援・相談課) ……………	128
○国外犯罪被害者等慰金等の支給についての裁定	(警察本部被害者支援・相談課) ……………	128

正誤

○道路の区域の変更（平成30年福岡県告示280号）中正誤 ……………128

告 示

福岡県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	寒田線 下別府	築上郡築上町大字下深野54番1先から 築上郡築上町大字袈裟丸571番1先まで

福岡県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	長尾 稗田 平島線	前	行橋市大字流末966番9先から 行橋市大字流末1174番1先まで	12.0 ～ 23.0	450.0
			後	行橋市大字流末966番9先から 行橋市大字流末1174番1先まで	12.0 ～ 21.0	406.0

福岡県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	長尾 稗田 平島線	行橋市大字流末966番9先から 行橋市大字流末1174番1先まで

福岡県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	行橋 添田線	前	行橋市大字流末1168番1先から 行橋市大字流末1250番1先まで	10.0 ～ 32.0	253.0
			後	行橋市大字流末1168番1先から 行橋市大字流末1250番1先まで	10.0 ～ 29.0	253.0

福岡県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	行橋線 添田線	行橋市大字流末1168番1先から 行橋市大字流末1250番1先まで

福岡県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画区域区分を変更

福岡県告示第398号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した筑紫野農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 農業振興地域名
筑紫野地域
- 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面のとおり
（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡

県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	本郷 基山線 停車場	前	小郡市吹上1007番1先から 小郡市吹上575番1先まで	7.5 ～ 17.7	384.3
			後	小郡市吹上1007番1先から 小郡市吹上575番1先まで	12.9 ～ 46.2	

福岡県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	本郷 基山線 停車場	前	小郡市吹上1020番1先から 小郡市吹上1007番1先まで	8.2 ～ 13.4	360.0
			後	小郡市吹上1020番1先から 小郡市吹上1007番1先まで	14.6 ～ 40.0	

福岡県告示第401号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字平野1332の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
ダム用地とするため

福岡県告示第402号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称
矢部川水系星野川
- 2 廃川敷地等生じた年月日
平成30年4月10日
- 3 廃川敷地等の位置
八女市星野村614番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
522.02㎡

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成30年4月26日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年6月1日（金曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部敷地内ガソリタンク、軽油タンク

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年5月23日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590・2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年4月10日（火曜日）から平成30年5月21日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年5月23日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成30年5月24日（木曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（1L当たりの8%税込み単価）に発注予定数（レギュラーガソリン466,000L、軽油9,000L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付

が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（1L当たりの8%税込み単価）に発注予定数（レギュラーガソリン466,000L、軽油9,000L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（8%税込み）に発注予定数（レギュラーガソリン466,000L、軽油9,000L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（8%税込み）に発注予定数（レギュラーガソリン466,000L、軽油9,000L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

- (8) 入札書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Gasoline and light oil （Stored in a tank） estimated yearly total:466,000 liters and 9,000 liters
- (2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture

and the party concerned through March 31,2019

- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:45 PM on May 23, 2018
- (5) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2590・2233)

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4056180127	介護老人保健施設 すずらん遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1189番地	医療法人健愛会健愛記念病院	平成30年4月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 トリアス久山 ウエストゾーン(1)
(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1240番11外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 マイク・シネガル 東京都目黒区中根1-3-1 5階 他91社	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリオ 神奈川県川崎市川崎区池上新町3-1-4 他40社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 トリアス久山 イーストゾーン(1)
(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番2外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社チヨダ
代表取締役社長 舟橋 政男
東京都杉並区成田東4-39-8芝蔓ビル
2F
他17社

株式会社チヨダ
代表取締役社長 舟橋 浩司
東京都杉並区萩窪4-30-16
他10社

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成30年3月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福津市勝浦（浜田地区）	換地計画書の写し	平成30年4月10日から 平成30年5月11日まで	福津市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成30年3月26日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
中伊田土地改良区	換地計画書の写し (中伊田地区第1工区)	平成30年4月10日から 平成30年5月11日まで	田川市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の

換地計画を平成30年3月26日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
中伊田土地改良区	換地計画書の写し (中伊田地区第2工区)	平成30年4月10日から 平成30年5月11日まで	田川市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成30年3月26日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
中伊田土地改良区	換地計画書の写し (中伊田地区第3工区)	平成30年4月10日から 平成30年5月11日まで	田川市役所

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この公告の日から平成34年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡粕屋町大字酒殿字カヤハ、字原、字丸内、字中田原、字大坪及び字箱田の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡粕屋町大字酒殿1114番地

5 設立認可の年月日

平成30年3月29日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場及び粕屋町役場の掲示場に掲示する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画下水道の変更（那珂川町決定）（平成29年12月25日那珂川町告示第156号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字倉永字神屋原302番1及び302番3並びに字別当橋643番1、643番3から643番6まで、644番1、645番1、645番3、646番1及び646番3並びにこれらの区

域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字宮崎1695番地の2

社会福祉法人天光会

理事長 城戸 嘉雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字裏ノ谷1654番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市薦野1607番地1の2

野中 満

野中 愛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字久富字鳥居1488番2、1493番1、1493番3から1493番8まで及び1495番

1並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑後市大字西牟田4111番地12

コモハラホーム 菰原 陽一朗

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字陳屋敷1372番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町上府678-8-102

宮崎 順也

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年福岡県規則第58号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年3月30日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第62号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,625,800円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	石井英俊	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	井野口 武志
第1回報告分	期間	平成29年10月5日から平成29年10月21日まで		報告書受理年月日	平成29年11月6日

収入

主たる寄附
 (氏名・団体名)
 経備の会

出人	件屋	費	165,000円
家	屋	費	735,412円
	(選挙事務所費)		735,412円)
	(集合同場費)		0円)
通	信	費	40,240円
交	通	費	0円
印	刷	費	1,817,476円
広	告	費	1,180,424円
文	具	費	0円
食	糧	費	71,020円
休	泊	費	0円
雑		費	540円

その他の寄附
 その他の収入

今	回	計	4,010,112円
前	回	計	0円
総	計	計	4,010,112円

項目	金額
選挙運動用通常書作成	245,000円
ビラの作成	420,000円
ポスターの作成	1,152,476円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	150,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	195,000円
計	2,370,444円

支出のうち公費負担相当額

No.2

候補者氏名	井上貴博	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷 明治
第1回報告分	期間	平成29年10月6日から平成29年11月6日まで		報告書受理年月日	平成29年11月6日

収入

主たる寄附
 (氏名・団体名)
 自由民主党福岡県第一選挙区支部

自由民主党福岡県支部連合会	費	380,000円	
井上貴博後援会	費	616,520円	
井上ひろゆき後援会	費	402,800円)	
	(選挙事務所費)	213,720円)	
	(集合同場費)	0円	
通	信	費	161,337円
交	通	費	999,000円
印	刷	費	1,098,990円
広	告	費	15,628円
文	具	費	47,672円
食	糧	費	0円
休	泊	費	274,074円
雑		費	

その他の寄附
 その他の収入

今	回	計	3,593,221円
前	回	計	0円
総	計	計	3,593,221円

項目	金額
選挙運動用通常書作成	170,100円
ビラの作成	421,200円
ポスターの作成	383,400円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	109,828円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	119,175円
計	1,203,703円

支出のうち公費負担相当額

No.3

候補者氏名	井上貴博	自由民主党	大谷明治
第2回報告分	期間	平成29年11月7日から平成29年11月10日まで	平成29年11月13日
候補者届出政党支部又は所属党派			

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人

家

出件屋費
(選挙事務所費)

通信費

印刷費

広告費

文具費

雑費

泊費

回

計

前

計

総

その他の寄附

その他の収入

今回

計

前回

計

前

計

No.4

候補者氏名	立川孝彦	日本共産党	後藤ひとみ
第1回報告分	期間	平成29年9月20日から平成29年10月27日まで	平成29年10月30日
候補者届出政党支部又は所属党派			

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人

家

出件屋費
(選挙事務所費)

通信費

印刷費

広告費

文具費

雑費

泊費

回

計

前

計

総

日本共産党福岡東・博多地区委員会

安武一洋 無職

吉田瑞穂 無職

日本共産党福岡県委員会

301,107 円

120,000 円

120,000 円

463,300 円

240,000 円

50,000 円

50,000 円

0 円

36,000 円

43,777 円

463,300 円

98,000 円

67,840 円

0 円

0 円

5,490 円

1,004,407 円

0 円

1,004,407 円

その他の寄附

その他の収入

今回

計

前回

計

前

計

No.2

候補者氏名	稲富修二	候補者届出政務又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	稲富修二
第2回報告分	期間	平成29年11月6日から平成29年11月13日まで		報告書受理年月日	平成29年11月14日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(寄附額)

支出

件屋
(選挙事務所費
(集合同会場費

費
費
費

0円
134,929円
134,929円
0円
291,740円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円

その他の寄附
その他の収入

今回計 0円
前回計 23,087,000円
総計 23,087,000円

今回計 426,669円
前回計 7,443,534円
総計 7,870,203円

No.3

候補者氏名	稲富修二	候補者届出政務又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	稲富修二
第3回報告分	期間	平成29年11月14日から平成29年11月29日まで		報告書受理年月日	平成29年11月29日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(寄附額)

支出

件屋
(選挙事務所費
(集合同会場費

費
費
費

0円
0円
0円
0円
136,140円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円

その他の寄附
その他の収入

今回計 0円
前回計 23,087,000円
総計 23,087,000円

今回計 136,140円
前回計 7,870,203円
総計 8,006,343円

No.4

候補者氏名	稲富修二	候補者届出政務又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	稲富修二
第4回報告分	期間	平成29年11月30日から平成30年1月11日まで		報告書受理年月日	平成30年1月11日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(寄附額)

支出

件屋
(選挙事務所費
(集合同会場費

費
費
費

0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
0円
936円

その他の寄附
その他の収入

今回計 0円
前回計 23,087,000円
総計 23,087,000円

今回計 936円
前回計 8,006,343円
総計 8,007,279円

No.5

候補者氏名	鬼木 誠	候補者出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	松本 久美子
第1回報告分	期間	平成29年9月23日から平成29年11月2日まで		報告書受理年月日	平成29年11月6日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)	(寄附額)	支出	金額
無職	50,000 円	件屋	1,056,300 円
会社役員	30,000 円	(選挙事務所費)	4,608,126 円
市議会議員	300,000 円	(集会会場費)	3,588,732 円
自営業	30,000 円	信通	1,019,394 円
	5,000,000 円	刷具	0 円
理事長	200,000 円	広告	1,142,105 円
会社役員	50,000 円	食糧	1,205,250 円
	100,000 円	休泊	2,676,766 円
	1,000,000 円		390,960 円
	200,000 円		262,589 円
	100,000 円		407,277 円
	100,000 円		388,226 円
主婦	30,000 円		
自由民主党福岡県支部連合会	200,000 円		
廣畑 慎太郎 会社役員	500,000 円		
福岡県宅建政治連盟	100,000 円		
安部 紘八郎正俊 自営業	50,000 円		
自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部	100,000 円		
日本小児科連盟	50,000 円		
福岡県トラック事業政治連盟	300,000 円		
福岡県林業政治連盟	30,000 円		
全国不動産政治連盟	50,000 円		
全国配置業政治連盟	100,000 円		
甲斐 明夫 会社役員	100,000 円		
岩崎 芳和 会社役員	100,000 円		
日本歯科医師連盟	300,000 円		
福岡県薬剤師連盟	30,000 円		
古野 浩一郎 自営業	300,000 円		
西田 浩文 会社役員	200,000 円		
岩本 憲明 会社役員	50,000 円		
	100,000 円		
その他の寄附	70,000 円		
その他の収入	3,000,000 円		
今前回計	12,820,000 円	今回計	12,137,599 円
前回計	0 円	前回計	0 円
総計	12,820,000 円	総計	12,137,599 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
ビラの作成	449,400 円
ポスターの作成	486,000 円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	164,742 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	1,577,960 円

支出のうち公費負担相当額

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第3区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,651,300円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	古賀 期間	篇	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	党	出納責任者氏名	濱野 治 雄
第1回報告分	平成29年9月28日から平成29年11月1日まで						平成29年11月6日

収入	支出	金	額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第三選挙区支部 古賀あつし後援会 篤政会 自由民主党福岡県支部連合会	(寄附額) 7,624,716円 32,400円 76,000円 200,000円	出件屋費 (選挙事務所費 (集合会場費 信通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費 今回 前回 計	2,725,900円 2,074,814円 1,479,276円 595,538円 756,000円 430,457円 922,320円 2,201,065円 13,835円 99,280円 0円 23,918円 9,247,589円 0円 9,247,589円
その他の寄附 その他の収入		今回 前回 計	7,933,116円 0円 7,933,116円
今回 前回 計		今回 前回 計	9,247,589円 0円 9,247,589円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	105,840円
ビラの作成	302,400円
ボスターの作成	476,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	119,175円
計	1,321,211円

No.2

候補者氏名	古賀 期間	篇	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	党	出納責任者氏名	濱野 治 雄
第2回報告分	平成29年11月2日から平成29年11月28日まで						平成29年12月5日

収入	支出	金	額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第三選挙区支部	(寄附額) 401,710円	出件屋費 (選挙事務所費 (集合会場費 信通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費 今回 前回 計	0円 0円 0円 0円 198,582円 97,200円 0円 0円 0円 0円 0円 112,666円 408,448円 9,247,589円 9,656,037円
その他の寄附 その他の収入		今回 前回 計	0円 0円 0円
今回 前回 計		今回 前回 計	198,582円 97,200円 0円

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第4区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,539,500 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	河野 正美	候補者届出政党又は所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	田 悟
第1回報告分	期間	平成29年9月25日から平成29年10月30日まで		報告書受理年月日	平成29年11月2日

収入主たる寄附 (氏名・団体名) 正宝会	職業) (職業)	金額	支出 件屋費 (選挙事務所費 (集合会場費 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費	回数	金額
		(寄附額) 50,000 円			
その他の寄附		7,000,000 円			2,045,000 円
その他の収入					1,165,819 円
今回		7,050,000 円			1,155,859 円
前回		0 円			9,960 円
計		7,050,000 円			0 円
計					271,315 円
計					2,263,326 円
計					2,012,748 円
計					108,444 円
計					159,006 円
計					0 円
計					93,443 円
計					8,119,101 円
計					0 円
計					8,119,101 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	241,500 円
ビラの作成	429,800 円
ボスターの作成	836,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	73,450 円
計	1,953,460 円

No.2

候補者氏名	河野 正美	候補者届出政党又は所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	田 悟
第2回報告分	期間	平成29年10月31日から平成29年12月5日まで		報告書受理年月日	平成29年12月5日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業) (職業)	金額	支出 件屋費 (選挙事務所費 (集合会場費 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費	回数	金額
		(寄附額)			
その他の寄附		0 円			0 円
その他の収入					0 円
今回		7,050,000 円			0 円
前回		7,050,000 円			0 円
計		7,050,000 円			0 円
計					144,799 円
計					0 円
計					0 円
計					0 円
計					0 円
計					0 円
計					0 円
計					10,264 円
計					155,063 円
計					8,119,101 円
計					8,274,164 円

No.3

候補者氏名	新 留 清 隆	候補者氏名	伊 規 須 和 惠
氏名・団体名	(職業) 日本共産党宗像・粕屋地区委員会 山下 章 団休職員 岩下 謙吉 無職	出納責任者氏名	伊 規 須 和 惠
新 留 期 間	平成29年9月30日から平成29年10月30日まで	報告書受理年月日	平成29年11月1日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

日本共産党宗像・粕屋地区委員会

団休職員

無職

(寄附額)

295,099 円

96,000 円

96,000 円

支 人

家

出 件

屋 屋

(選挙事務所費

(集合同会場費

信 通

刷 告

具 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

今 回

計 計

計 計

487,099 円

0 円

487,099 円

今 回

計 計

計 計

1,220,981 円

0 円

1,220,981 円

その他の寄附

その他の収入

支 出 の 内 容	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	147,700 円
	ピラの作成	75,100 円
	ポスターの作成	248,200 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	54,914 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	計	0 円
	計	733,882 円

No.4

候補者氏名	宮 内 秀 樹	候補者氏名	合 屋 浩 寿
氏名・団体名	(職業) 自由民主党福岡県支部連合会	出納責任者氏名	合 屋 浩 寿
新 留 期 間	平成29年9月20日から平成29年10月31日まで	報告書受理年月日	平成29年11月4日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

自由民主党福岡県支部連合会

(寄附額)

200,000 円

支 人

家

出 件

屋 屋

(選挙事務所費

(集合同会場費

信 通

刷 告

具 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

費 費

今 回

計 計

計 計

4,700,000 円

0 円

4,700,000 円

今 回

計 計

計 計

5,618,001 円

0 円

5,618,001 円

その他の寄附

その他の収入

支 出 の 内 容	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ピラの作成	453,600 円
	ポスターの作成	1,140,672 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	計	0 円
	計	2,064,740 円

No.5

候補者氏名	宮内 秀樹	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	合屋 浩 寿
第2回報告分	期間 平成29年11月1日から平成29年11月21日まで			報告書受理年月日	平成29年11月27日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

自由民主党福岡県第四選挙区支部

(寄附額)

1,000,000 円

支出

件屋

(選挙事務所費)

(集会会場費)

通信

刷告

具

糧

泊

回

回

計

計

計

計

計

計

1,000,000 円

4,700,000 円

5,700,000 円

その他の寄附

その他の収入

今回

前回

計

1,053,125 円

0 円

0 円

0 円

483,651 円

0 円

0 円

0 円

0 円

69,135 円

0 円

150,941 円

0 円

0 円

計

計

計

1,756,852 円

5,618,001 円

7,374,853 円

No.6

候補者氏名	宮内 秀樹	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	合屋 浩 寿
第3回報告分	期間 平成29年11月22日から平成29年12月15日まで			報告書受理年月日	平成29年12月20日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出

件屋

(選挙事務所費)

(集会会場費)

通信

刷告

具

糧

泊

回

回

計

計

計

計

計

計

0 円

5,700,000 円

5,700,000 円

0 円

0 円

0 円

0 円

84,279 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

864 円

計

計

計

85,143 円

7,374,853 円

7,459,996 円

今回

前回

計

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第5区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,899,300 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	桶田大蔵	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	大川 称三
第1回報告分	期間	平成29年9月26日から平成29年11月3日まで		報告書受理年月日	平成29年11月4日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業)
 民進党福岡県総支部連合会
 民進党本部

支出	出件	費用	1,589,810 円
屋敷	屋敷	費用	49,270 円
(選挙事務所費)	(選挙事務所費)	費用	41,040 円
(集会会場費)	(集会会場費)	費用	8,230 円
通信	通信	費用	108,718 円
印刷	印刷	費用	240,101 円
広告	広告	費用	1,526,850 円
文具	文具	費用	864,448 円
食糧	食糧	費用	159,464 円
宿泊	宿泊	費用	376,876 円
雑	雑	費用	46,220 円
		費用	15,666 円

その他の寄附
 その他の収入

3件
 30,000 円
 59,800 円

今回計
 前回計
 総計

17,189,800 円
 0 円
 17,189,800 円
 4,977,423 円
 0 円
 4,977,423 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	781,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	154,500 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	168,000 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	197,500 円
計	2,046,850 円

支出のうち公費負担相当額

No.2

候補者氏名	桶田大蔵	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	大川 称三
第2回報告分	期間	平成29年11月4日から平成29年11月24日まで		報告書受理年月日	平成29年11月29日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業)
 (寄附額)

支出	出件	費用	76,501 円
屋敷	屋敷	費用	21,168 円
(選挙事務所費)	(選挙事務所費)	費用	21,168 円
(集会会場費)	(集会会場費)	費用	0 円
通信	通信	費用	102,834 円
印刷	印刷	費用	0 円
広告	広告	費用	0 円
文具	文具	費用	128,516 円
食糧	食糧	費用	32,734 円
宿泊	宿泊	費用	0 円
雑	雑	費用	53,827 円

その他の寄附
 その他の収入

0 円
 17,189,800 円
 17,189,800 円

今回計
 前回計
 総計

415,580 円
 4,977,423 円
 5,393,003 円

No.3

候補者氏名	田中陽二	候補者届出政党又は所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	土橋 禮子
第1回報告分	期間	平成29年10月1日から平成29年10月21日まで		報告書受理年月日	平成29年11月2日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

日本共産党筑紫朝倉地区委員会

支人

家

(寄附額)

212,848 円

出件

屋敷費

費

費

選挙事務所費

(集会所費)

通信費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

雑費

今前回計

212,848 円

前回計

0 円

計

計

708,448 円

円

708,448 円

円

総

計

212,848 円

計

計

708,448 円

円

708,448 円

円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	147,700 円
ピラの作成	75,100 円
ポスターの作成	272,800 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	495,600 円

支出のうち公費負担相当額

No.4

候補者氏名	原田義昭	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	倉 島 守
第1回報告分	期間	平成29年9月26日から平成29年10月30日まで		報告書受理年月日	平成29年10月31日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

自由民主党福岡県第5選挙区支部

支人

家

(寄附額)

15,000,000 円

出件

屋敷費

費

選挙事務所費

(集会所費)

通信費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

雑費

今前回計

15,000,000 円

前回計

0 円

計

計

13,034,277 円

円

13,034,277 円

円

13,034,277 円

円

総

計

15,000,000 円

計

計

13,034,277 円

円

13,034,277 円

円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
ピラの作成	476,000 円
ポスターの作成	1,164,400 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	2,118,218 円

支出のうち公費負担相当額

No.5

候補者氏名	原 田 義 昭	候補者出身政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	倉 島 守
第2回報告分	期間	平成29年10月31日から平成29年12月5日まで		報告書受理年月日	平成29年12月5日

収入
主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人

家

出件屋
(選挙事務所費
(集合同会場費

通信刷

告具糧

泊

回回

計計

計計

485,600 円

0 円

0 円

0 円

341,560 円

0 円

0 円

615,600 円

238,482 円

10,000 円

641,500 円

69,804 円

2,402,546 円

13,034,277 円

15,436,823 円

その他の寄附
その他の収入

今回計

前回計

総計

0 円

15,000,000 円

15,000,000 円

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (福岡県第6区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨

24,797,900 円

No.1

候補者氏名	新 井 富 美 子	候補者出身政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	西 田 久 美
第1回報告分	期間	平成29年9月29日から平成29年11月1日まで		報告書受理年月日	平成29年11月1日

収入
主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人

家

出件屋
(選挙事務所費
(集合同会場費

通信刷

告具糧

泊

回回

計計

計計

124,200 円

420,223 円

419,127 円

1,096 円

154,522 円

87,080 円

646,350 円

1,202,300 円

38,016 円

25,066 円

0 円

170,489 円

2,868,246 円

0 円

2,868,246 円

その他の寄附
その他の収入

3件

25,000 円

今回計

前回計

総計

12,125,000 円

0 円

12,125,000 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	127,750 円
ビラの作成	270,200 円
ポスターの作成	248,400 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	141,480 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	57,240 円
計	1,053,038 円

No.5

候補者氏名	西原 忠 弘	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	西原 忠 弘
第1回報告分	期間	平成29年10月2日から平成29年11月1日まで		報告書受理年月日	平成29年11月2日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

西原ただひろ後援会

(職業)

(寄附額)
4,408,971 円

支人

家

費用
費用
費用
費用
費用
費用
費用
費用

0 円
232,958 円
232,958 円)
0 円)
23,328 円
10,711 円
438,264 円
526,593 円
245 円
6,687 円
0 円
25,293 円

その他の寄附

その他の収入

今回計

前回計

前総計

4,408,971 円
0 円
4,408,971 円

計
計
計

1,264,079 円
0 円
1,264,079 円

No.6

候補者氏名	鳩山 二郎	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	小澤 洋 介
第1回報告分	期間	平成29年9月29日から平成29年11月1日まで		報告書受理年月日	平成29年11月1日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

自由民主党福岡県衆議院支部
佐竹 敬久
福岡県医師連盟

(職業)

秋田県知事

日本酪農政治連盟福岡県支部連合会

福岡県医師連盟

福岡県筑後地区税理士政治連盟

福岡県住宅建政連盟

福岡県林業政治連盟

福岡県歯科医師連盟

全日本不動産政治連盟

石橋 寛
福岡県薬剤師連盟

久留米医師連盟

上杉 真由美
会社役員

その他の寄附

その他の収入

6件

(寄附額)
5,000,000 円
30,000 円
1,000,000 円
300,000 円
100,000 円
200,000 円
100,000 円
30,000 円
500,000 円
50,000 円
1,000,000 円
300,000 円
1,000,000 円
30,000 円
75,000 円

費用
費用
費用
費用
費用
費用
費用
費用

540,000 円
559,156 円
327,832 円)
231,324 円)
0 円
1,003,030 円
1,871,780 円
703,755 円
48,103 円
270,933 円
363,330 円
201,696 円

今回計

前回計

前総計

9,715,000 円
0 円
9,715,000 円

計
計
計

5,561,783 円
0 円
5,561,783 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	1,125,000 円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	164,700 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000 円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	197,500 円
計	2,436,700 円
支出のうち公費負担相当額	

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第7区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,630,600 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	江 口 学	候補者届出政党又は所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	木下 敏 幸
第1回報告分	期間	平成29年10月1日から平成29年10月17日まで		報告書受理年月日	平成29年11月3日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党大牟田地区委員会	出件屋 (選挙事務所費 (集合会場費	0 円 60,000 円 60,000 円 0 円) 0 円
その他の寄附	通信費	6,480 円
その他の収入	印刷費	503,400 円
	広告費	105,840 円
	文具費	0 円
	食糧費	0 円
	休泊費	0 円
	雑費	0 円
今回計	今回計	675,720 円
前回計	前回計	0 円
総計	総計	675,720 円

項目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	147,700 円
ビラの作成	75,100 円
ボスターの作成	280,600 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	54,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	51,840 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	609,240 円

支出のうち公費負担相当額

No.2

候補者氏名	原 圭 助	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	土田 哲 夫
第1回報告分	期間	平成29年9月29日から平成29年11月2日まで		報告書受理年月日	平成29年11月3日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 民進党福岡県総支部連合会 民進党 濱田 大造 熊本県議会議員	出件屋 (選挙事務所費 (集合会場費	691,500 円 280,060 円 248,510 円 31,550 円) 22,824 円 108,105 円 959,740 円 1,567,730 円 13,665 円 177,817 円 154,000 円 632,164 円
その他の寄附	通信費	20,000 円
その他の収入	印刷費	17,150,000 円
	広告費	0 円
	文具費	17,150,000 円
	食糧費	4,607,605 円
	休泊費	0 円
	雑費	4,607,605 円
今回計	今回計	
前回計	前回計	
総計	総計	

項目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
ビラの作成	257,040 円
ボスターの作成	293,700 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	8,100 円
計	1,186,658 円

支出のうち公費負担相当額

No.3

候補者氏名	藤丸 敏	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	荒巻 隆 伸
第1回報告分	期間	平成29年9月20日から平成29年11月2日まで		報告書受理年月日	平成29年11月5日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業)
自由民主党福岡県第七選挙区支部
自由民主党福岡県支部連合会

支人 家

出件屋 (選挙事務所費)
屋 (集合同会場費)
信通刷告具糧泊

費用	900,000 円
費用	1,821,567 円
費用	1,375,734 円
費用	445,833 円
費用	14,590 円
費用	195,564 円
費用	1,905,648 円
費用	1,462,125 円
費用	19,559 円
費用	40,093 円
費用	0 円
費用	395,666 円

その他の寄附
その他の収入

今回	7,200,000 円	計	6,754,812 円
前回	0 円	計	0 円
前総	7,200,000 円	計	6,754,812 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	1,167,148 円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	164,742 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
計	2,476,983 円

No.4

候補者氏名	藤丸 敏	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	荒巻 隆 伸
第2回報告分	期間	平成29年11月3日から平成29年11月27日まで		報告書受理年月日	平成29年11月30日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業)

支人 家

出件屋 (選挙事務所費)
屋 (集合同会場費)
信通刷告具糧泊

費用	0 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	50,989 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	0 円
費用	94,382 円

その他の寄附
その他の収入

今回	0 円	計	145,371 円
前回	7,200,000 円	計	6,754,812 円
前総	7,200,000 円	計	6,900,183 円

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第8区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,537,300 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	麻生 太 郎	自由民主党	出納責任者氏名	右 田 秀 一
第1回報告分	平成29年9月22日から平成29年11月2日まで	候補者届出政党又は所属党派	報告書受理年月日	平成29年11月6日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出 件 費	1,365,000 円
自由民主党福岡県第八選挙区支部	屋 屋 費	1,508,000 円
自由民主党福岡県支部連合会	(選挙事務所費 (集会所場費	1,508,000 円)
	信 通 費	0 円)
	刷 刷 費	0 円)
	告 告 費	1,286,728 円
	具 具 費	1,045,207 円
	糧 糧 費	28,732 円
	泊 泊 費	0 円)
	休 休 費	0 円)
	雑 雑 費	165,933 円
今 回 計	回 回 計	5,399,600 円
前 回 計	回 回 計	0 円
総 計	総 計	5,399,600 円

その他の寄附
その他の収入

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	236,628 円
ビラの作成	469,000 円
ポスターの作成	581,100 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	1,494,696 円

支出のうち公費負担相当額

No.2

候補者氏名	宮 嶋 つ や 子	日本共産党	出納責任者氏名	西 河 かつ 子
第1回報告分	平成29年9月26日から平成29年10月20日まで	候補者届出政党又は所属党派	報告書受理年月日	平成29年11月4日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出 件 費	1,010,000 円
日本共産党直轄地区委員会	屋 屋 費	175,000 円
福岡県直轄地区委員会	(選挙事務所費 (集会所場費	175,000 円)
福原 シズエ	信 通 費	0 円)
大津 雅子	刷 刷 費	47,600 円
松尾 春美	告 告 費	535,300 円
松尾 和範	具 具 費	257,968 円
田村 キヨノ	糧 糧 費	0 円)
相良 道代	泊 泊 費	0 円)
西藤 典子	休 休 費	29,484 円
広瀬 正子	雑 雑 費	44,296 円
今 回 計	回 回 計	2,099,648 円
前 回 計	回 回 計	0 円
総 計	総 計	2,099,648 円

その他の寄附
その他の収入

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	147,700 円
ビラの作成	75,100 円
ポスターの作成	312,500 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	50,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	793,268 円

支出のうち公費負担相当額

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第9区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,957,100 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	緒方 林太郎	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	松尾 繁司
第1回報告分	期間	平成29年9月20日から平成29年10月27日まで	報告書受理年月日	平成29年11月2日	

収入	支入	出件	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 民進党福岡県総支部連合会 民進党	(寄附額) 2,100,000 円 20,000,000 円	屋敷費 (選挙事務所費 (集合会場費	840,000 円 797,940 円 504,330 円) 293,610 円) 918 円 0 円
その他の寄附	12,900,000 円	通信費	1,887,232 円
その他の収入		印刷費	3,040,407 円
今回	計	広告費	0 円
前回	計	文具費	250,521 円
総計	計	雑費	0 円
	計	今回	6,817,018 円
	計	前回	0 円
	計	総計	6,817,018 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	462,700 円
ボスターの作成	1,107,600 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	156,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	160,000 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	2,148,800 円

No.2

候補者氏名	真島 省三	候補者届出政党又は所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	大中 博文
第1回報告分	期間	平成29年9月20日から平成29年10月31日まで	報告書受理年月日	平成29年11月1日	

収入	支入	出件	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党八幡畑遠賀地区委員会 日本共産党福岡県委員会	(寄附額) 800,000 円 323,517 円	屋敷費 (選挙事務所費 (集合会場費	540,000 円 190,600 円 190,600 円) 0 円) 0 円
その他の寄附		通信費	10,170 円
その他の収入		印刷費	699,635 円
今回	計	広告費	527,517 円
前回	計	文具費	0 円
総計	計	雑費	0 円
	計	今回	1,967,922 円
	計	前回	0 円
	計	総計	1,967,922 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	147,700 円
ビラの作成	406,000 円
ボスターの作成	145,935 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	43,200 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	32,400 円
計	939,977 円

No.3

候補者氏名	三原朝彦	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	殿川初美
第1回報告分	期間	平成29年9月28日から平成29年10月25日まで		報告書受理年月日	平成29年11月1日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

国際政経研究会

2,000,000円

自由民主党福岡県第九選挙区支部

3,000,000円

自由民主党福岡県支部連合会

200,000円

支出

件

屋

(選挙事務所費

(集合同会場費

費

信

通

刷

告

具

食

休

雑

回

回

計

計

計

2,860,000円

642,120円

423,960円)

218,160円)

0円

10,290円

1,870,490円

1,041,927円

148,877円

0円

0円

5,900円

6,579,604円

0円

6,579,604円

その他の寄附

その他の収入

今回計

前回計

計

計

269,850円

476,000円

1,124,640円

109,828円

207,968円

198,625円

2,386,911円

項目

金額

選挙運動用通常葉書の作成

ピラの作成

ポスターの作成

選挙事務所の立札及び看板の類の作成

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成

個人演説会の立札及び看板の類の作成

計

No.4

候補者氏名	三原朝彦	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	殿川初美
第2回報告分	期間	平成29年10月26日から平成29年11月24日まで		報告書受理年月日	平成29年11月30日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出

件

屋

(選挙事務所費

(集合同会場費

費

信

通

刷

告

具

食

休

雑

回

回

計

計

計

0円

0円

0円)

0円)

0円)

202,732円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

202,732円

6,579,604円

6,782,336円

その他の寄附

その他の収入

今回計

前回計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第10区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,315,800 円
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	城井	崇井	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	早見 はるみ
第1回報告分	期間	平成29年9月	平成29年11月27日から平成29年11月2日まで	報告書受理年月日	平成29年11月4日	

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	人数	金額	支出内容	金額
民進党福岡県第10区総支部	(職業)		(寄附額) 5,000,000 円	出件屋	1,765,500 円
民進党福岡県総支部連合会			3,000,000 円	(選挙事務所費)	988,204 円
民進党			20,000,000 円	(集会会場費)	445,392 円
中迎 勇策	無職		30,000 円	信通	542,812 円
山下 玄徳	会社役員	3件	59,841 円	印刷	90,677 円
その他の寄附			30,000 円	広告	134,920 円
その他の収入			146,016 円	文具	1,745,860 円
計			28,265,857 円	雑	1,673,517 円
前回			0 円	計	171,936 円
前計			28,265,857 円	計	391,258 円
総計				計	0 円
				計	746,233 円
				計	7,708,105 円
				計	0 円
				計	7,708,105 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	455,000 円
	ポスターの作成	983,360 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	45,000 円
	計	2,111,860 円

No.2

候補者氏名	城井	崇井	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	早見 はるみ
第2回報告分	期間	平成29年11月3日から平成29年11月14日まで	報告書受理年月日	平成29年11月17日		

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額	支出内容	金額
		(寄附額)	出件屋	0 円
			(選挙事務所費)	12,312 円
			(集会会場費)	12,312 円
			信通	0 円
			印刷	15,384 円
			広告	56,370 円
			文具	0 円
			雑	0 円
			計	254,229 円
			計	338,295 円
			計	7,708,105 円
			計	8,046,400 円

No.3

候補者氏名	城井 崇	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	早見 はるみ
第3回報告分	期間	平成29年11月15日から平成29年12月4日まで		報告書受理年月日	平成29年12月5日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人

出件屋(選挙事務所費)
屋賃(集会会場費)
(集会所費)

通信刷具糧泊

0円
0円
0円
0円
121,064円
0円
0円
0円
0円
0円
0円その他の寄附
その他の収入今回計
前回計
前総計0円
28,265,857円
28,265,857円今回計
前回計
前総計166,668円
8,046,400円
8,213,068円

No.4

候補者氏名	城井 崇	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	早見 はるみ
第4回報告分	期間	平成29年12月5日から平成29年12月11日まで		報告書受理年月日	平成29年12月15日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人

出件屋(選挙事務所費)
屋賃(集会会場費)
(集会所費)

通信刷具糧泊

0円
0円
0円
0円
9,710円
0円
0円
0円
0円
0円
0円その他の寄附
その他の収入今回計
前回計
前総計0円
28,265,857円
28,265,857円今回計
前回計
前総計9,710円
8,213,068円
8,222,778円

No.5

候補者氏名	田村 貴昭	候補者出身政党又は所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	名取 妙子
第1回報告分	期間	平成29年9月28日から平成29年11月2日まで		報告書受理年月日	平成29年11月3日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業)
日本共産党福岡県委員会

支人 家
(寄附額)
506,548 円

出件屋費 (選挙事務所費)
0 円
254,358 円
254,358 円)
費費 (集会場費)
0 円
0 円
0 円
1,472,100 円
382,190 円
6,218 円)
費費費費費費費費

その他の寄附
その他の収入

支人 1件
6,218 円

出件屋費 (選挙事務所費)
0 円
2,114,866 円
2,114,866 円)
費費 (集会場費)
0 円
0 円
0 円

今回計
前回計
前総計

512,766 円
0 円
512,766 円

今回計
前回計
前総計

2,114,866 円
0 円
2,114,866 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	264,600 円
ピラの作成	476,000 円
ポスターの作成	731,500 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	70,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	30,000 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	30,000 円
計	1,602,100 円

No.6

候補者氏名	山本 幸三	候補者出身政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	乙川 忠良
第1回報告分	期間	平成29年9月30日から平成29年10月31日まで		報告書受理年月日	平成29年11月2日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業)
自由民主党福岡県支部連合会
自由民主党福岡県第十選挙区支部

支人 家
(寄附額)
200,000 円
3,000,000 円

出件屋費 (選挙事務所費)
1,165,000 円
2,012,057 円
1,163,912 円)
費費 (集会場費)
848,145 円
131,050 円
242,486 円
1,697,666 円
900,735 円
30,517 円
213,710 円
156,384 円
540 円)
費費費費費費費費

その他の寄附
その他の収入

支人 2,000,000 円

出件屋費 (選挙事務所費)
6,550,145 円
0 円
6,550,145 円)
費費 (集会場費)
0 円
0 円
0 円

今回計
前回計
前総計

5,200,000 円
0 円
5,200,000 円

今回計
前回計
前総計

6,550,145 円
0 円
6,550,145 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
ピラの作成	476,000 円
ポスターの作成	684,840 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
計	2,002,025 円

No.7

候補者氏名	山本 幸三	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	乙川 忠 良
第2回報告分	期間	平成29年11月1日から平成29年11月20日まで		報告書受理年月日	平成29年11月21日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支人	出件屋	費	0円
家	(選挙事務所費)	費	0円
	(集会場費)	費	0円
通交	信通	費	211,913円
印広	刷告	費	0円
文食	具糧	費	0円
休雑	泊	費	134,724円
		費	52,567円
今計	回回	計計	399,204円
前計			6,550,145円
総計			6,949,349円

その他の寄附
その他の収入

今計	0円
前計	5,200,000円
総計	5,200,000円

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (福岡県第11区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨 23,098,400円

No.1

候補者氏名	竹内 信昭	候補者届出政党又は所属党派	社会民主党	出納責任者氏名	西村 宣 敏
第1回報告分	期間	平成29年9月28日から平成29年10月23日まで		報告書受理年月日	平成29年11月1日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)(職業)
社会民主党九州ブロック協議会
社会民主党福岡県連合

支人	出件屋	費	1,970,000円
家	(選挙事務所費)	費	318,100円
	(集会場費)	費	300,000円
通交	信通	費	18,100円
印広	刷告	費	25,795円
文食	具糧	費	59,109円
休雑	泊	費	994,240円
		費	349,920円
		費	53,655円
		費	206,107円
		費	332,600円
		費	58,837円
今計	回回	計計	4,368,363円
前計			0円
総計			4,368,363円

その他の寄附
その他の収入

今計	4,540,000円
前計	0円
総計	4,540,000円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	245,000円
ビラの作成	427,000円
ポスターの作成	322,240円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	155,520円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	194,400円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	0円
計	1,344,160円

支出のうち公費負担相当額

No.2

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	天野 統 郎
第1回報告分	期間	平成29年9月28日から平成29年11月2日まで		報告書受理年月日	平成29年11月4日

収入
主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)
自由民主党福岡県第十一選挙区支部
自由民主党福岡県支部連合会

支人 家
(寄附額)
10,000,000 円
200,000 円

出 件 屋
(選挙事務所費
(集合会場費
信通刷告具糧泊

費	1,260,000 円
費	2,081,064 円
費	2,081,064 円
費	0 円
費	110,503 円
費	0 円
費	1,920,012 円
費	589,695 円
費	413,824 円
費	141,184 円
費	0 円
費	57,402 円

その他の寄附
その他の収入

49,012 円

今 回 計
前 回 計
総 計

10,249,012 円
0 円
10,249,012 円

回 計
回 計
総 計

6,573,684 円
0 円
6,573,684 円

支 出 の 内 容	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,174,162 円
	選挙事務所立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,491,347 円

No.3

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	天野 統 郎
第2回報告分	期間	平成29年11月3日から平成29年12月7日まで		報告書受理年月日	平成29年12月8日

収入
主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

支人 家
(寄附額)
0 円
10,249,012 円
10,249,012 円

出 件 屋
(選挙事務所費
(集合会場費
信通刷告具糧泊

費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	93,686 円
費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	0 円
費	227,560 円

その他の寄附
その他の収入

今 回 計
前 回 計
総 計

0 円
10,249,012 円
10,249,012 円

回 計
回 計
総 計

321,246 円
6,573,684 円
6,894,930 円

No.4

候補者氏名	村上智信	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	有田知広
第1回報告分	期間	平成29年9月24日から平成29年11月4日まで		報告書受理年月日	平成29年11月6日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

辻畑 弘
大場 直俊
山下 修蔵
中野 光男

(寄附額)

30,000 円
50,000 円
100,000 円
65,000 円

支人

家

出

件屋 (選挙事務所費)
屋 (集合同会場費)
信通
刷告
具費
糧泊

255,000 円
105,000 円
105,000 円)
0 円)
22,980 円
56,302 円
1,459,936 円
545,450 円
91,587 円
71,233 円
0 円
77,490 円

その他の寄附

その他の収入

12件

120,000 円
3,000,000 円

今回計

前回計

総計

3,365,000 円
0 円
3,365,000 円

回

回

計

2,684,978 円
0 円
2,684,978 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0 円
ピラの作成	399,000 円
ポスターの作成	898,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	54,914 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	83,160 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	1,435,074 円

支出のうち公費負担相当額

No.5

候補者氏名	村上智信	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	出納責任者氏名	有田知広
第2回報告分	期間	平成29年11月5日から平成30年1月4日まで		報告書受理年月日	平成30年3月1日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

出

件屋 (選挙事務所費)
屋 (集合同会場費)
信通
刷告
具費
糧泊

0 円
179,134 円
179,134 円)
0 円)
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円

その他の寄附

その他の収入

0 円
3,365,000 円

今回計

前回計

総計

179,134 円
2,684,978 円
2,864,112 円

監 査 委 員

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年 4 月10日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

監査対象機関名	監査実施日
福岡高等技術専門校	平成29年10月17日～平成29年10月18日
戸畑高等技術専門校	平成29年10月3日～平成29年10月4日
小竹高等技術専門校	平成29年10月24日～平成29年10月25日
久留米高等技術専門校	平成29年10月5日～平成29年10月6日
大牟田高等技術専門校	平成29年10月5日～平成29年10月6日
田川高等技術専門校	平成29年10月19日～平成29年10月20日
小倉高等技術専門校	平成29年10月3日～平成29年10月4日
福岡障害者職業能力開発校	平成29年10月26日～平成29年10月27日

福祉労働部

2 監査の着眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入及び各種扶助の認定並びに支給が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況（生活保護費を除く）

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所8機関

イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

ウ 監査の視点

収入及び各種扶助の認定並びに支給は、適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 筑紫保健福祉環境 事務所	収入	1	生活保護費返還金にかかる公文書の所在が不明となっており、調査ができなかった。
福祉労働部 福岡学園	収入	1	児童措置費弁償金において、平成28年7月分以降の負担額を決定するための調査及びこれに基づく調定が行われていなかった。
福祉労働部 福岡学園	収入	1	児童措置費弁償金において、滞納者に対する催告等の債権回収にかかる事務を行っていないかった。
計			3件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
人づくり・県民 生活部	支出	1	再任用職員にかかる労働保険料を納付せず、追徴金の支払いが必要となった。
保健医療介護部	収入	1	生活保護費返還金において、平成29年4月以降は催告書の送付や訪問による催告などの徴収の取組みが行われていない。 また、収入未済額が前年度に比べて増加している。
	収入	1	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。
	収入	1	庁舎維持負担金において、電気代負担額の算定を誤ったため、調定金額が不足していた。
福祉労働部	支出	1	再任用職員にかかる労働保険料を納付せず、追徴金の支払いが必要となった。
	契約	1	物品の購入において、誤った遅延損害金の率及び改正前の暴力団排除条項が記載された内容の請書を受け取っていた。
計			6件

2 重点事項（生活保護費の支給状況）

保健福祉（環境）事務所の監査対象期間末現在の被保護世帯数14,116世帯のうち、639世帯を抽出（抽出率4.5%）し調査を行った。

監査の視点から見たところ、下記事項を除き、適正に執行されていた。

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 粕屋保健福祉事 務所	支出	1	生活保護費において、学校給食費支給の必要のない月の分まで支給したため、支給過大となっていた。
保健医療介護部 京築保健福祉環 境事務所	支出	1	生活保護費において、教育扶助費の変更を誤ったため、支給過大となっていた。
計			2件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	支出	1	生活保護費において、学校給食費の入力を誤ったため、支給過大となっていた。
計			1件

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関41 機関
 (2) 監査対象期間：平成28年11月1日～平成29年10月31日
 (3) 監査実施期間：平成30年1月11日～平成30年2月15日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	平成30年1月11日～平成30年1月12日
警察学校	平成30年2月5日
交通機動隊	平成30年2月5日
高速道路交通警察隊	平成30年1月12日
第一機動隊	平成30年1月26日
第二機動隊	平成30年1月11日
中央警察署	平成30年1月23日～平成30年1月25日
博多警察署	平成30年1月23日～平成30年1月24日
東警察署	平成30年1月30日～平成30年1月31日
南警察署	平成30年1月30日～平成30年1月31日
早良警察署	平成30年1月25日～平成30年1月26日
西警察署	平成30年2月1日～平成30年2月2日
粕屋警察署	平成30年2月6日～平成30年2月7日
春日警察署	平成30年2月1日～平成30年2月2日
筑紫野警察署	平成30年1月30日～平成30年1月31日
糸島警察署	平成30年2月5日
宗像警察署	平成30年1月25日～平成30年1月26日
朝倉警察署	平成30年2月5日
博多臨港警察署	平成30年2月5日
福岡空港警察署	平成30年2月5日
小倉北警察署	平成30年1月16日～平成30年1月17日
小倉南警察署	平成30年1月18日～平成30年1月19日
八幡東警察署	平成30年2月5日
八幡西警察署	平成30年1月16日～平成30年1月17日
折尾警察署	平成30年1月18日～平成30年1月19日
若松警察署	平成30年1月18日～平成30年1月19日
戸畑警察署	平成30年1月23日～平成30年1月24日
門司警察署	平成30年1月16日～平成30年1月17日
行橋警察署	平成30年2月5日
豊前警察署	平成30年1月11日～平成30年1月12日
飯塚警察署	平成30年2月14日～平成30年2月15日
嘉麻警察署	平成30年2月14日～平成30年2月15日

監査対象機関名	監査実施日
直方警察署	平成30年2月1日～平成30年2月2日
田川警察署	平成30年2月14日～平成30年2月15日
久留米警察署	平成30年2月6日～平成30年2月8日
小郡警察署	平成30年2月5日
うきは警察署	平成30年2月5日
筑後警察署	平成30年2月6日～平成30年2月7日
八女警察署	平成30年2月5日
柳川警察署	平成30年2月8日～平成30年2月9日
大牟田警察署	平成30年2月8日～平成30年2月9日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、扶養手当、住居手当、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の職員研修所等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関 27 機関
 (2) 監査対象期間：平成28年11月1日～平成29年10月31日
 (3) 監査実施期間：平成30年1月10日～平成30年2月15日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	職員研修所	平成30年1月26日
	公文書館	平成30年1月26日
	東京事務所	平成30年1月19日
	博多県税事務所	平成30年1月16日～平成30年1月19日
	東福岡県税事務所	平成30年1月10日～平成30年1月12日
	西福岡県税事務所	平成30年1月23日～平成30年1月25日
	筑紫県税事務所	平成30年1月10日～平成30年1月12日
	北九州東県税事務所	平成30年1月30日～平成30年2月1日
	北九州西県税事務所	平成30年1月16日～平成30年1月18日
	田川県税事務所	平成30年2月2日
	飯塚・直方県税事務所	平成30年1月30日～平成30年2月1日
	久留米県税事務所	平成30年1月23日～平成30年1月25日
	大牟田県税事務所	平成30年1月19日
	筑後県税事務所	平成30年1月26日
	行橋県税事務所	平成30年2月2日
	消防学校	平成30年2月8日～平成30年2月9日
	バスポートセンター	平成30年2月8日～平成30年2月9日
商工部	福岡中小企業振興事務所	平成30年1月19日
	久留米中小企業振興事務所	平成30年1月19日
	北九州中小企業振興事務所	平成30年1月19日
	飯塚中小企業振興事務所	平成30年1月19日
	計量検定所	平成30年2月6日～平成30年2月7日
	大阪事務所	平成30年2月8日～平成30年2月9日
	工業技術センター	平成30年2月14日～平成30年2月15日
	工業技術センター生物食品研究所	平成30年2月6日～平成30年2月7日
	工業技術センターインテリア研究所	平成30年2月6日～平成30年2月7日
	工業技術センター機械電子研究所	平成30年2月14日～平成30年2月15日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
総 務 部	収 入	1	滞納者の所有する土地の競売に関して、裁判所が設定した終期までに交付要求がなされていなかった。
計		1	1 件

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関

(2) 監査対象期間：平成28年9月1日～平成29年8月31日（12か月間）

(3) 監査実施期間：平成29年10月3日～平成29年12月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	平成29年10月24日～平成29年10月27日
北九州教育事務所	平成29年10月17日～平成29年10月19日
北筑後教育事務所	平成29年10月11日～平成29年10月13日
南筑後教育事務所	平成29年10月31日～平成29年11月2日
筑豊教育事務所	平成29年11月1日～平成29年11月2日
京築教育事務所	平成29年10月26日～平成29年10月27日
教育センター	平成29年11月14日
体育研究所	平成29年12月13日
美術館	平成29年11月8日
図書館	平成29年11月14日
社会教育総合センター	平成29年11月14日
英彦山青年の家	平成29年10月13日
少年自然の家「玄海の家」	平成29年11月8日
九州歴史資料館	平成29年11月14日
青豊高等学校	平成29年11月14日
築上西高等学校	平成29年12月12日
育徳館高等学校	平成29年10月11日
苅田工業高等学校	平成29年11月14日
京都高等学校	平成29年11月14日
行橋高等学校	平成29年12月13日
門司学園高等学校	平成29年10月24日
門司大翔館高等学校	平成29年11月14日
小倉南高等学校	平成29年11月14日
小倉商業高等学校	平成29年11月9日
小倉高等学校	平成29年11月14日
小倉工業高等学校	平成29年11月14日
小倉西高等学校	平成29年11月14日

監査対象機関名	監査実施日
北九州高等学校	平成29年11月10日
小倉東高等学校	平成29年11月14日
戸畑高等学校	平成29年11月14日
ひびき高等学校	平成29年11月14日
戸畑工業高等学校	平成29年11月22日
若松高等学校	平成29年11月24日
若松商業高等学校	平成29年11月14日
八幡高等学校	平成29年11月14日
八幡中央高等学校	平成29年11月14日
八幡工業高等学校	平成29年11月14日
八幡南高等学校	平成29年11月14日
北筑高等学校	平成29年11月14日
東筑高等学校	平成29年11月14日
折尾高等学校	平成29年11月14日
中間高等学校	平成29年11月15日
遠賀高等学校	平成29年10月31日
宗像高等学校	平成29年11月15日
光陵高等学校	平成29年11月15日
水産高等学校	平成29年11月7日
玄界高等学校	平成29年11月15日
新宮高等学校	平成29年11月15日
福岡魁誠高等学校	平成29年11月15日
須恵高等学校	平成29年11月15日
宇美商業高等学校	平成29年12月12日
香住丘高等学校	平成29年11月22日
香椎高等学校	平成29年12月14日
香椎工業高等学校	平成29年12月15日
博多青松高等学校	平成29年11月15日
福岡高等学校	平成29年11月9日
筑紫丘高等学校	平成29年11月15日
柏陵高等学校	平成29年11月10日
福岡中央高等学校	平成29年11月15日
城南高等学校	平成29年11月15日
修猷館高等学校	平成29年11月15日
福岡工業高等学校	平成29年11月15日
福岡講倫館高等学校	平成29年11月15日

監査対象機関名	監査実施日
早良高等学校	平成29年11月15日
玄洋高等学校	平成29年11月15日
筑前高等学校	平成29年11月15日
春日高等学校	平成29年11月15日
太宰府高等学校	平成29年11月15日
福岡農業高等学校	平成29年11月15日
筑紫中央高等学校	平成29年11月15日
武蔵台高等学校	平成29年11月15日
筑紫高等学校	平成29年11月15日
糸島高等学校	平成29年11月16日
糸島農業高等学校	平成29年11月7日
小郡高等学校	平成29年11月24日
三井高等学校	平成29年11月16日
久留米筑水高等学校	平成29年11月16日
明善高等学校	平成29年11月16日
久留米高等学校	平成29年11月16日
三潞高等学校	平成29年11月16日
大川樟風高等学校	平成29年11月16日
伝習館高等学校	平成29年11月16日
山門高等学校	平成29年11月16日
三池高等学校	平成29年11月16日
三池工業高等学校	平成29年11月16日
大牟田北高等学校	平成29年11月16日
ありあけ新世高等学校	平成29年11月16日
八女高等学校	平成29年11月16日
八女工業高等学校	平成29年11月16日
福島高等学校	平成29年11月16日
八女農業高等学校	平成29年11月16日
浮羽工業高等学校	平成29年11月16日
浮羽究真館高等学校	平成29年11月16日
朝倉高等学校	平成29年11月16日
朝倉東高等学校	平成29年11月16日
朝倉光陽高等学校	平成29年11月16日
田川高等学校	平成29年11月16日
東鷹高等学校	平成29年11月16日
田川科学技術高等学校	平成29年11月17日

監査対象機関名	監査実施日
西田川高等学校	平成29年11月17日
稲築志耕館高等学校	平成29年11月17日
嘉穂高等学校	平成29年10月17日
嘉穂東高等学校	平成29年11月17日
嘉穂総合高等学校	平成29年10月19日
鞍手高等学校	平成29年11月17日
直方高等学校	平成29年11月17日
筑豊高等学校	平成29年11月17日
鞍手竜徳高等学校	平成29年11月17日
築城特別支援学校	平成29年11月17日
小倉聴覚特別支援学校	平成29年10月3日～平成29年10月4日
北九州視覚特別支援学校	平成29年10月5日～平成29年10月6日
特別支援学校「北九州高等学園」	平成29年12月14日～平成29年12月15日
古賀特別支援学校	平成29年11月28日～平成29年11月29日
福岡特別支援学校	平成29年11月17日
福岡聴覚特別支援学校	平成29年12月5日～平成29年12月6日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成29年12月7日～平成29年12月8日
太宰府特別支援学校	平成29年11月30日～平成29年12月1日
福岡視覚特別支援学校	平成29年10月3日～平成29年10月4日
福岡高等視覚特別支援学校	平成29年10月5日～平成29年10月6日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成29年11月17日
小郡特別支援学校	平成29年11月17日
久留米聴覚特別支援学校	平成29年11月28日～平成29年11月29日
田主丸特別支援学校	平成29年11月17日
柳河特別支援学校	平成29年11月30日～平成29年12月1日
筑後特別支援学校	平成29年11月17日
川崎特別支援学校	平成29年12月7日～平成29年12月8日
嘉穂特別支援学校	平成29年11月17日
直方特別支援学校	平成29年12月5日～平成29年12月6日
育徳館中学校	平成29年10月12日
門司学園中学校	平成29年10月25日
宗像中学校	平成29年11月15日
嘉穂高等学校附属中学校	平成29年10月18日
輝翔館中等教育学校	平成29年11月17日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

(3) 人件費

報酬、賃金、諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	収入	1	授業料において、調定が171日遅延していた。
	支出	1	特別支援教育就学奨励費（扶助費）の寄宿舍居住に伴う日用品等購入費において、支給区分を誤ったため、支給不足となっていた。
計			2件

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を公文書館等26機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局出先機関及び警察本部関係機関26機関
- (2) 監査対象期間：平成29年3月1日、平成29年4月1日又は平成29年5月1日から
監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成29年9月4日～平成29年11月2日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	公文書館	平成29年4月1日から 平成29年10月18日まで	平成29年10月18日
	博多県税事務所	平成29年4月1日から 平成29年10月2日まで	平成29年10月2日
	筑紫県税事務所	平成29年3月1日から 平成29年9月29日まで	平成29年9月29日
	北九州西県税事務所	平成29年3月1日から 平成29年9月28日まで	平成29年9月28日
	飯塚・直方県税事務所	平成29年3月1日から 平成29年9月27日まで	平成29年9月27日
	筑後県税事務所	平成29年3月1日から 平成29年9月4日まで	平成29年9月4日
	久留米中小企業振興事務所	平成29年4月1日から 平成29年10月10日まで	平成29年10月10日
	北九州中小企業振興事務所	平成29年4月1日から 平成29年10月26日まで	平成29年10月26日
	工業技術センター生物食品研究所	平成29年3月1日から 平成29年9月12日まで	平成29年9月12日
	工業技術センター機械電子研究所	平成29年3月1日から 平成29年9月5日まで	平成29年9月5日
商工部	第一機動隊	平成29年4月1日から 平成29年10月4日まで	平成29年10月4日
	第二機動隊	平成29年4月1日から 平成29年10月11日まで	平成29年10月11日
	北九州市警察部	平成29年4月1日から 平成29年10月19日まで	平成29年10月19日
	南警警察署	平成29年5月1日から 平成29年11月1日まで	平成29年11月1日
	早良警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月20日まで	平成29年10月20日
	西警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月6日まで	平成29年10月6日
	糸島警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月17日まで	平成29年10月17日
	宗像警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月3日まで	平成29年10月3日
	八幡西警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	平成29年10月31日
	折尾警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月5日まで	平成29年10月5日
警察本部	戸畑警警察署	平成29年4月1日から 平成29年10月16日まで	平成29年10月16日

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
警察本部	行 橋 警 察 署	平成29年4月1日から	平成29年10月13日まで	平成29年10月13日
	豊 前 警 察 署	平成29年4月1日から	平成29年10月12日まで	平成29年10月12日
	直 方 警 察 署	平成29年4月1日から	平成29年10月24日まで	平成29年10月24日
	小 郡 警 察 署	平成29年4月1日から	平成29年10月25日まで	平成29年10月25日
	柳 川 警 察 署	平成29年5月1日から	平成29年11月2日まで	平成29年11月2日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃 金 ：任用された本人への面談による任用事実等の確認

旅 費 ：宿泊施設への照会による宿泊確認

その他需用費 ：物品納入業者への取引状況の確認

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を秘書室等55機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の5機関
 (2) 監査対象期間：平成29年5月1日、平成29年6月1日、平成29年7月1日又は平成29年8月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施期間：平成29年11月8日から平成30年2月1日まで

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	秘書室	平成29年5月1日から 平成29年11月14日まで	平成29年11月14日
	財政課	平成29年5月1日から 平成29年11月14日まで	平成29年11月14日
企画・地域振興部	財産活用課	平成29年5月1日から 平成29年11月15日まで	平成29年11月15日
	情報政策課	平成29年5月1日から 平成29年11月15日まで	平成29年11月15日
国際局	調査統計課	平成29年5月1日から 平成29年11月16日まで	平成29年11月16日
	国際局国際政策課	平成29年5月1日から 平成29年11月16日まで	平成29年11月16日
文化振興部	文化振興課	平成29年5月1日から 平成29年11月17日まで	平成29年11月17日
	保健衛生課	平成29年5月1日から 平成29年11月17日まで	平成29年11月17日
保健医療介護部	医療保険課	平成29年5月1日から 平成29年11月21日まで	平成29年11月21日
	介護保険課	平成29年5月1日から 平成29年11月21日まで	平成29年11月21日
福祉労働部	子育て支援課	平成29年5月1日から 平成29年11月22日まで	平成29年11月22日
	労働局労働政策課	平成29年5月1日から 平成29年11月22日まで	平成29年11月22日
環境部	環境政策課	平成29年7月1日から 平成30年1月10日まで	平成30年1月10日
	廃棄物対策課	平成29年7月1日から 平成30年1月10日まで	平成30年1月10日
商工部	商工政策課	平成29年7月1日から 平成30年1月11日まで	平成30年1月11日
	新産業振興課	平成29年7月1日から 平成30年1月11日まで	平成30年1月11日
農林水産部	観光局観光政策課	平成29年7月1日から 平成30年1月12日まで	平成30年1月12日
	食の安全・地産地消課	平成29年7月1日から 平成30年1月12日まで	平成30年1月12日
農林水産部	林業振興課	平成29年7月1日から 平成30年1月15日まで	平成30年1月15日
	水産局漁業管理課	平成29年7月1日から 平成30年1月23日まで	平成30年1月23日
福岡農林事務所	福岡農林事務所	平成29年6月1日から 平成29年12月4日まで	平成29年12月4日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
農林水産部	飯塚農林事務所	平成29年6月1日から 平成29年12月5日まで	平成29年12月5日
	行橋農林事務所	平成29年5月1日から 平成29年11月10日まで	平成29年11月10日
	農林業総合試験場	平成29年6月1日から 平成29年12月15日まで	平成29年12月15日
	農林業総合試験場八女分場	平成29年6月1日から 平成29年12月13日まで	平成29年12月13日
	農業大学校	平成29年6月1日から 平成29年12月12日まで	平成29年12月12日
	中央家畜保健衛生所	平成29年5月1日から 平成29年11月9日まで	平成29年11月9日
	北部家畜保健衛生所	平成29年5月1日から 平成29年11月8日まで	平成29年11月8日
	筑後川水系農地開発事務所	平成29年6月1日から 平成29年12月14日まで	平成29年12月14日
	水産海洋技術センター	平成29年6月1日から 平成29年12月19日まで	平成29年12月19日
	水産海洋技術センター有明海研究所	平成29年6月1日から 平成29年12月20日まで	平成29年12月20日
	企画課	平成29年7月1日から 平成30年1月15日まで	平成30年1月15日
	用地課	平成29年7月1日から 平成30年1月16日まで	平成30年1月16日
	福岡県土整備事務所	平成29年8月1日から 平成30年2月1日まで	平成30年2月1日
	南筑後県土整備事務所	平成29年7月1日から 平成30年1月29日まで	平成30年1月29日
京築県土整備事務所	平成29年7月1日から 平成30年1月24日まで	平成30年1月24日	
県土整備部	飯塚県土整備事務所	平成29年7月1日から 平成30年1月30日まで	平成30年1月30日
	那珂県土整備事務所	平成29年7月1日から 平成30年1月31日まで	平成30年1月31日
	伊良原ダム建設事務所	平成29年6月1日から 平成29年12月21日まで	平成29年12月21日
	苅田港務所	平成29年7月1日から 平成30年1月26日まで	平成30年1月26日
	下水水道課	平成29年7月1日から 平成30年1月16日まで	平成30年1月16日
	住宅計画課	平成29年7月1日から 平成30年1月17日まで	平成30年1月17日
	流域下水道事務所	平成29年7月1日から 平成30年1月25日まで	平成30年1月25日
	文化財保護課	平成29年7月1日から 平成30年1月17日まで	平成30年1月17日
	施設課	平成29年7月1日から 平成30年1月18日まで	平成30年1月18日
	義務教育課	平成29年7月1日から 平成30年1月18日まで	平成30年1月18日
建築都市部	装備課	平成29年5月1日から 平成29年11月29日まで	平成29年11月29日
	養育課	平成29年5月1日から 平成29年11月29日まで	平成29年11月29日
教育庁			
警察本部			

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
通信指令課		平成29年5月1日から 平成29年11月29日まで		平成29年11月29日
自動車警ら隊		平成29年5月1日から 平成29年11月30日まで		平成29年11月30日
捜査第二課		平成29年5月1日から 平成29年11月30日まで		平成29年11月30日
鑑識課		平成29年5月1日から 平成29年11月30日まで		平成29年11月30日
薬物銃器対策課		平成29年6月1日から 平成29年12月1日まで		平成29年12月1日
運転免許管理課		平成29年6月1日から 平成29年12月1日まで		平成29年12月1日
公安第一課		平成29年6月1日から 平成29年12月1日まで		平成29年12月1日

警察本部

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

旅費：宿泊施設への照会による宿泊確認

その他需用費：物品納入業者への取引状況の確認及び物品の現物確認

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
生活衛生課	支出	1	担当者が、物品購入の代金等について、支出負担行為を行わず、私費で立替私をしていた。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
新産業振興課		1	平成29年7月分及び12月分のコピー用紙代について、関係団体の経費で支払われていた。
農林業総合試験場	支 出	1	業者が定期的に交換する玄関マット及び掃除用具について、「使用料及び賃借料」で支出すべきところを、「その他需用費」で支出していた。
那珂県土整備事務所		1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。
住 宅 計 画 課		1	前渡資金において、精算手続に不備があった。
福岡農林事務所	財 産	1	平成27年度に需用費で購入した耐久性のある物品について、現物の確認ができなかった。
流域下水道事務所		1	金庫に収入印紙があったが、全く管理がなされていなかった。
計			7 件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	支 出	1	本庁における1件10万円を超える物品購入については、総務事務厚生課が購入手続を行わなければならないにもかかわらず、主務課が行っていた。
総 務 部	財 産	1	平成25年度に緊急用として職員に交付したタクシーチケットの管理が適正になされていなかった。
企画・地域振興部		1	金庫に郵便切手及び図書カードがあったが、全く管理がなされていなかった。
商 工 部	その他	1	金庫に残高のある通帳があったが、全く管理がなされていなかった。
計			4 件

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「許認可等に係る事務について」を社会活動推進課等38機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

平成29年度

行政監査結果報告書

(許認可等に係る事務について)

福岡県監査委員

目次

第1	監査の概要	1
1	テーマ	1
2	テーマ選定の理由	1
3	対象事務及び対象機関の選定	1
4	着眼点	3
5	実施期間	3
6	実施方法	3
第2	調査の結果	4
1	事務処理の体制	4
2	事務処理の状況	8
3	申請手続の簡素化及び効率化	11
4	適正な事務処理の確保	14
第3	監査の結果及び意見	16
1	事務処理の体制	16
2	事務処理の状況	16
3	申請手続の簡素化及び効率化	17
4	適正な事務処理の確保	18
5	まとめ	18

第1 監査の概要

1 テーマ

「許認可等に係る事務について」

2 テーマ選定の理由

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであるため、公正の確保、透明性の向上、事務処理の適正化、簡素化及び効率化が求められるところである。

しかしながら、本県における許認可等の事務処理については、その現状把握が十分にされているとは言い難い。

加えて、個人情報を含む許認可等に関する申請書類の紛失が発生しており、なお一層、適正な管理が求められている。

そこで、今回、許認可等の事務に関し、関係法令の遵守や手続の簡素化及び効率化などの観点から監査を実施し、今後の適正な事務処理の確保や県民サービスの向上につなげることを目的として、このテーマを選定した。

3 対象事務及び対象機関の選定

(1) 対象事務

本監査を実施するに当たり、知事部局の計94所属を対象に許認可等に係る事務の状況を書面で調査したところ、66所属において計1,548の許認可等の事務を処理していることが判明した。

この事務の中から、処理件数の多いもの、県民生活への関わりが深いものなど計20事務を監査対象事務として選定した。

(2) 対象機関

上記20事務の処理を行っている機関の中から、事務量や地域バランスを考慮し、処分機関として延べ32機関、受付事務のみ処理を行っている機関として延べ6機関、合計延べ38機関を監査対象機関として選定した。

部名	監査対象事務	監査対象機関	受付機関	処分機関		制度所管課
				うち、受付機関(市町村を含む)から書類の送付を受けるもの	うち、出先機関の長が専決を行うもの	
県人 民づく り生 活部	特定非営利活動促進法に基づ く設立の認証	社会活動推進課	○	○		社会活動推進課
	調理師免許	健康増進課 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	○	○		健康増進課
保健医療介護部	食品営業許可	京築保健福祉環境事務所 粕屋保健福祉事務所	○	○		生活衛生課
	麻薬取扱者免許	京築保健福祉環境事務所 薬務課	○	○		薬務課
福祉労働部	特別児童扶養手当の認定	京築保健福祉環境事務所	○			児童家庭課
	自立支援医療費の支給認定	児童家庭課	○	○		児童家庭課
	生活保護開始決定処分	精神保健福祉センター 粕屋保健福祉事務所	○	○		障がい福祉課 保護・援護課
	産業廃棄物収集運搬業の許可	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	○	○		廃棄物対策課
環境部	自然公園法に基づく特別地域内 における行為の許可	筑紫保健福祉環境事務所 京築保健福祉環境事務所	○	○	○	自然環境課
	電気工事業の登録申請	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	○	○		工業保安課
商工部	火薬類消費許可	福岡中小企業振興事務所 久留米中小企業振興事務所	○	○	○	工業保安課
	農地の転用の許可	水田農業振興課	○	○		水田農業振興課
農林水産部	狩猟者登録	福岡農林事務所 行橋農林事務所	○	○	○	畜産課
	漁業の許可	福岡農林事務所 行橋農林事務所	○	○	○	漁業管理課
県土整備部	特殊車両通行許可	漁業管理課	○	○		道路維持課
	河川法に基づく土地の占用の 許可	南筑後県土整備事務所 那珂県土整備事務所	○	○		河川課
建築都市部	港湾施設の使用の許可等	那珂県土整備事務所 北九州県土整備事務所	○	○		港湾課
	建設業の許可の申請	北九州県土整備事務所 那珂県土整備事務所	○	○		建築指導課
長期優良住宅建築等計画の認定	建設物の建築等の確認	久留米県土整備事務所 南筑後県土整備事務所	○	○		建築指導課
	住宅計画課	久留米県土整備事務所 南筑後県土整備事務所	○	○		住宅計画課
合計	20事務	38機関	30	32	10	8

※合計機関数は延べ数

※受付及び処分をともに行う機関→延べ24機関

4 着眼点

(1) 事務処理の体制

- ア 審査基準は設定・公表されているか。
 - イ 標準処理期間は設定・公表されているか。
 - ウ 事務の受付体制は適正に確保されているか。
 - エ 担当職員に対する指導等は適切に行われているか。
- ##### (2) 事務処理の状況
- ア 審査の進行管理体制は確保されているか。
 - イ 標準処理期間内に処理が行われているか。
 - ウ 不許可の場合、処分理由が具体的に明示されているか。
- ##### (3) 申請手続の簡素化及び効率化
- ア 申請書類の簡素化が図られているか。
 - イ 電子申請が導入されているか、又は導入に向けた検討が行われているか。

(4) 適正な事務処理の確保

- ア 申請書類の管理は適正になされているか。
- イ 公印の押印は適正に行われているか。

5 実施期間

平成29年8月18日（金）～平成29年10月27日（金）

6 実施方法

3の表に掲載している延べ38機関に対し、実地監査を実施した。

第2 調査の結果

1 事務処理の体制

(1) 審査基準の設定及び公表

ア 審査基準の設定

行政手続法（以下「法」という。）第5条及び福岡県行政手続条例（以下「条例」という。）第5条では、行政庁は、審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準）を定めるものとされている。

また、許認可等事務の処分権限を出先機関の長に委任している場合は、当該出先機関の長が審査基準を定めることとなっている。

一方、法令の定めのみによって判断することができる場合は、審査基準の設定は不要であるとされている。

今回、監査を実施した処分機関24機関（出先機関の長が専決を行うものを除く。）の状況は表1のとおりである。

表1 審査基準の設定

項目	機関数
処分機関において決裁の上、設定している	8
本庁（主務課）が示した審査基準を決裁することなくそのまま使用している	9
本庁（主務課）が示した審査基準はあるものの法令の定めのみにより判断している	3
法令の定めのみにより判断できず、設定の必要がない	4
合計	24

【本庁（主務課）が示した審査基準を決裁することなくそのまま使用している事務・機関(9)】

- 食品営業許可（京築保健福祉環境事務所）
- 自立支援医療費の支給認定（精神保健福祉センター）
- 生活保護開始決定処分（粕屋保健福祉事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）
- 自然公園法に基づく特別地域内における行為の許可（筑紫保健福祉環境事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）
- 特殊車両通行許可（那珂県土整備事務所）
- 河川法に基づく土地の占用の許可（北九州県土整備事務所、那珂県土整備事務所）

【本庁（主務課）が示した審査基準はあるものの法令の定めのみにより判断している事務・機関(3)】

- 特殊車両通行許可（南筑後県土整備事務所）
- 港湾施設の使用の許可等（北九州県土整備事務所、那珂港務所）

さらに、審査基準の内容が当初設定したままとなっており、改正が必要であるにもかかわらず改正されていない機関があった。

【審査基準の改正が必要であるにもかかわらず改正されていない事務・機関(1)】

- 特別児童扶養手当の認定（児童家庭課）

イ 審査基準の公表

審査基準については、行政上特別の支障がある場合を除き、公にし
ておかなければならないとされており、その方法としては、平成13年
6月20日13総法第22号総務部総務課長通知により、簿冊形式で管
理することとされている。

今回、審査基準を設定していた8機関は、全て審査基準が簿冊形式
で管理され、公表されていた。

また、本庁が示した審査基準を決議することなくそのまま使用して
いた9機関においても、窓口で書面で備え付けるなどの方法により公
表されていた。

(2) 標準処理期間の設定及び公表

ア 標準処理期間の設定

法第6条及び条例第6条では、行政庁は、申請がその事務所に到達
してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な
期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるよう努めることとされ
ている。

今回、監査を実施した処分機関24機関（出先機関の長が専決を行う
ものを除く。）の状況は表2のとおりである。

表2 標準処理期間の設定

項 目	機関数
処分機関において決裁の上、設定している	8
本庁（主務課）が示した標準処理期間を決議することな くそのまま使用している	10
受付日の一週間後に発行できるよう処理しているため、 設定していない	1
法令により、処理期間が定められている	5
合 計	24

【本庁（主務課）が示した標準処理期間を決定することなくそのまま使用している事務・機関(10)】

- 食品営業許可（京築保健福祉環境事務所）
- 自立支援医療費の支給認定（精神保健福祉センター）
- 自然公園法に基づく特別地域内における行為の許可（筑紫保健福祉環境事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）
- 特殊車両通行許可（南筑後県土整備事務所、那珂県土整備事務所）
- 河川法に基づく土地の占用の許可（北九州県土整備事務所、那珂県土整備事務所）
- 港湾施設の使用の許可等（北九州県土整備事務所、那珂港務所）

【受付日の一週間後に発行できよう処理しているため、標準処理期間を設定していない事務・機関(1)】

- 長期優良住宅建築等計画の認定（住宅計画課）

イ 標準処理期間の公表

次に、標準処理期間を設定した場合は、これを公にしておかなければならないと規定されており、その方法としては、審査基準と同様、総務課長通知により、簿冊形式で管理しておくこととされている。

今回、標準処理期間を設定している8機関は、全て標準処理期間が簿冊形式で管理され、公表されていた。

また、本庁が示した標準処理期間を決定することなくそのまま使用していた10機関のうち6機関においては、窓口で書面で備え付けるなどの方法により公表されていた。

(3) 事務の受付体制

ア 受付窓口の案内表示

平成29年3月に策定された「福岡県行政改革大綱」（以下「行政改革大綱」という）においては、「県民の利便性向上」を具体的な改革事項の一つとして掲げている。許認可等の事務についても、県民と直接接する機会が多いため、受付窓口の表示をわかりやすくしたり、迅速な事務処理に努めるなど、県民の利便性の向上に向けた取組が求められる。

そこで、許認可等事務の受付を行っている30機関に対し、受付窓口の表示及び申請書様式等の備付に関する調査を行った。その結果は表3のとおりである。

受付窓口については、22機関において、執務室外又は執務室内に表示がされていた。

しかしながら、表示されているものの中には、文字が小さく見えづらいものや座席表のみを掲示しているもの、受付窓口の表示が混在し、わかりづらくなっているものがあった。

8 機関においては、受付窓口の表示がされていないが、その理由としては「小規模事務所であるため、案内表示が不要」や「申請者が特定の者であるため、特に支障がない」などとなっていた。

表3 受付窓口の表示

項 目	機関数
室内又は室外に表示している	22
表示していない	8
(理由)	
小規模事務所であるため	2
申請者が特定の者であるため	2
事前相談の際に個別に案内しているため	2
郵送による受付が多いため	1
係で多くの事務を扱うため、表示が困難	1
合 計	30

〔受付窓口を表示していない事務・機関〕

【小規模事務所であるためとした事務・機関(2)】

○ 火薬類消費許可

(福岡中小企業振興事務所、久留米中小企業振興事務所)

【申請者が特定の者であるためとした事務・機関(2)】

○ 麻薬取扱者免許 (京築保健福祉環境事務所)

○ 特殊車両通行許可 (南筑後県土整備事務所)

【事前相談の際に個別に案内しているためとした事務・機関(2)】

○ 産業廃棄物収集運搬業の許可 (筑紫保健福祉環境事務所)

○ 自然公園法に基づく特別地域内における行為の許可

(筑紫保健福祉環境事務所)

【郵送等による受付が多いためとした事務・機関(1)】

○ 漁業の許可 (漁業管理課)

【係で多くの事務を扱うため、表示が困難であるとした事務・機関(1)】

○ 麻薬取扱者免許 (嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所)

イ 申請書様式等の備付状況

申請書様式等の備付状況は表4のとおりであり、いずれの機関においても、県民が申請書類等を入力できる方法は確保されていた。

表4 申請書様式等の備付状況 (複数回答)

項 目	機関数
受付窓口に備え付けている	20
県のホームページ等に掲載の上、求めに応じて様式を交付	10
民間団体に様式を渡している	1
合 計	30

(4) 担当職員に対する研修等

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動に直接関わることから、正確で公正な事務処理が求められる。そのためには、担当職員に対する研修等を行い、職員が日頃から事務処理に精通していることが重要である。

今回の監査では、20事務のうち13事務について、本庁主務課等による新任又は実務担当職員に対する研修会等が実施されていた。また、これらの研修会が実施されていない事務についても、「所属内で勉強会を開催した」「国が開催する研修会に参加した」「日常業務やOJTで対応した」など、いずれの事務も職員も職員のスキルアップに向けた一定の取組が行われていた。

表5 職員に対する研修等の実施状況

研修等の状況	事務数
本庁主務課等で研修会や担当者会議を実施	13
所属内で研修会や勉強会を実施	1
国の研修会に参加	1
日常業務又はOJTで対応	5
合計	20

2 事務処理の状況

(1) 審査の進行管理

法第7条及び条例第7条では、申請が事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならぬとされ、

- ①申請書の記載事項に不備がないこと
- ②申請書に必要な書類が添付されていること
- ③申請することができる期間内にされたものであること
- ④その他法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならぬとされている。

そこで、申請から許可証等の交付までの進行管理の状況について、監査を実施した。

ア 申請書類の受付確認

申請書類の受付後、遅滞なく審査を開始し、適切な進行管理を行うためには、受付日がわかるように記録しておくことが必要である。

今回の監査では、受付確認の方法として35機関が受付印を押印、2機関が電子システムに受付日を登録、1機関が受付日を受付簿に記録するとしており、全ての機関において申請書類の受付日が確認できるようにになっていた。

表6 申請書類の受付確認方法

項目	機関数
申請書類に受付印を押印	35
受付日を専用システムに登録	2
受付日を受付簿に記録	1
合計	38

イ 事務処理の進行管理

事務処理を適切に行うためには、担当職員だけでなく上司等が業務の進捗状況を把握しておくことにより、組織的に進行管理されていることが必要である。

今回、処分機関における進行管理の方法について調べたところ、24機関は管理簿等や専用システムなど可視化された方法により確認しており、7機関は上司による確認や係（グループ）での点検を行っているとのことであった。

なお、1機関については、受付後直ちに処理するため、確認不要との回答であった。

表7 事務処理の進行管理の方法

項目	機関数
管理簿等や専用システムで確認	24
上司による確認・係（グループ）での点検	7
受付後直ちに処理を行うため、確認の必要がない	1
合計	32

ウ 許可証等の交付確認

処分機関における許可証等の交付確認については、31機関において交付簿（受付簿等との兼用を含む）等に交付日や受領サインを記録、1機関が交付日を専用システムに登録するとしており、全ての機関において許可証等の交付確認がなされていた。

ただし、このうち、許可証等が民間団体を經由して申請者へ交付されている4機関については、県から民間団体への交付確認は行われていたが、民間団体から申請者へ交付されたことの確認が行われていなかった。

表8 許可証等の交付確認方法

項目	機関数
交付日や受領サインを交付簿等に記録	31
交付日を専用システムに登録	1
合計	32

【民間団体から申請者への交付確認が行われていない事務・機関(4)】

- 食品営業許可（粕屋保健福祉事務所）
- 電気工事業の登録申請（工業保安課）
- 狩猟者登録（福岡農林事務所）
- 漁業の許可（漁業管理課）

なお、許可証等を郵送等により交付する機関のうち10機関においては、誤送付を防止するため、封入内容が宛先と一致しているかについてのダブルチェックが行われていた。

エ 受付機関からの申請書類の受取確認

受付機関からの申請書類の受取確認について、該当のある処分機関10機関の結果は表9のとおりであり、名簿等により確認が行われていた。

また、調理師免許及び麻薬取扱者免許の事務を所管している保健医療介護部、建設業の許可の申請事務を所管している建築都市部においては、各部で送付文書にかかる受取確認様式を作成の上、書類受取時の確認に使用することとしており、送付時における文書の紛失防止を図る措置が組織的に講じられていた。

表9 受付機関からの申請書類の受取確認方法（複数回答）

項目	機関数
受付機関が作成した名簿等により確認	9
所管部で独自に作成した受取確認様式により確認	3

(2) 標準処理期間内の処理

標準処理期間は申請の処理に要する期間の「目安」であり、申請者に対して当該標準処理期間内に処理することを保障するものではない。しかしながら、標準処理期間として定めた以上、原則的にはこの期間内に処理すべきである。

平成28年度に処理した案件のうち、標準処理期間を超えて行った処分があった機関は9機関であり、その理由は表10のとおりである。

表10 標準処理期間を超えて行った処分の理由

項目	機関数
関係機関への意見照会に時間を要したもの	4
更新申請の一括処理に伴い、早期の申請者については標準処理期間を超えるもの	2
審査に時間を要したもの	1
受付機関からの進達遅れによるもの	1
業務の集中によるもの	1
合計	9

【関係機関への意見照会に時間を要したためとした事務・機関(4)】

- 生活保護開始決定処分
(粕屋保健福祉事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所)
- 火薬類消費許可 (福岡中小企業振興事務所)
- 特殊車両通行許可 (那珂県土整備事務所)

【更新申請の一括処理に伴い、早期の申請者については標準処理期間を超えるものとした事務・機関(2)】

- 食品営業許可 (京築保健福祉環境事務所)
- 漁業の許可 (漁業管理課)

【審査に時間を要したものとした事務・機関(1)】

- 特別児童扶養手当の認定 (児童家庭課)

【受付機関からの進達遅れによるものとした事務・機関(1)】

- 調理師免許 (健康増進課)

【業務の集中によるものとした機関(1)】

- 特殊車両通行許可 (南筑後県土整備事務所)

なお、回答として「補正指示によるもの」がいくつか見受けられたが、補正期間は標準処理期間には含まれないことから、結果として標準処理期間は超過していなかった。

(3) 不許可処分等の際の理由の提示状況

法第8条及び条例第8条では、許可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならず、また、処分を書面で行う場合は、その理由も書面により示されなければならないと定めている。

平成28年度に処理した案件のうち、不許可等の処分を行った機関は6機関あり、いずれも文書により、処分理由の提示が適正に行われていた。

3 申請手続の簡素化及び効率化

行政改革大綱においては、マイナンバー制度の活用による申請書類に係る添付書類の削減や、インターネットを利用した申請の拡大などにより県民の利便性の向上を図ることとしており、許可等の事務について、行政手続の簡素化に向けこれらの取組を進めていくことが必要である。

そこで、申請手続に関する簡素化及び効率化の状況について、監査を実施した。

(1) 申請手続の簡素化**ア 申請書等への押印**

申請・届出に伴う行政手続を簡素化し国民負担を軽減するとともに、地方公共団体における押印見直しの取組を支援するため、国は平成9年に「押印見直しガイドライン」を策定し、同年8月には、本県において、このガイドラインに沿った見直しを所管課に依頼しているところである。

「押印見直しガイドライン」における見直しの方針

- (1) 記名に押印を求めている場合
 ア 押印を求めると必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障がないものは廃止し、記名のみでよいこととする。
 イ アにより記名のみでよいこととされる文書以外の文書について、できるだけ記名押印又は署名のいずれかでの選択制とし、押印の義務付けを廃止することとする。
 (2) 署名に押印を求めている場合
 原則として押印を廃止し、署名のみでよいこととする。

※「記名」とは、自署が義務づけられていないもの、「署名」とは、自署が義務づけられているもの

今回、監査を実施した20事務のうち、「記名押印又は署名」となっていた事務は10事務で、残る10事務は「記名押印」又は「署名押印」が必要とされていた。

表11 申請書等への押印の状況

項目	事務数
記名押印又は署名	10
記名押印	9
(根拠)	
国の省令等で定められている	5
県の規則等で定められている	4
署名押印	1
(根拠)	
県の規則で定められている	1
合計	20

【「記名押印」のうち国の省令等で様式が定められている事務(5)】

- 麻薬取扱者免許
- 産業廃棄物収集運搬業の許可
- 火薬類消費許可
- 特殊車両通行許可
- 建設業の許可

【「記名押印」のうち県の規則等で様式が定められている事務(4)】

- 特定非営利活動促進法に基づく設立の認証
- 食品営業許可
- 漁業の許可
- 港湾施設の使用の許可等

【「署名押印」で県の規則で様式が定められている事務(1)】

- 生活保護開始決定処分

イ 法令等の規定によらない関係書類の提出等

申請書類の提出の際に、法令等に規定がないにもかかわらず書類の提出等を求めている機関が2機関あり、その状況は表12のとおりである。

表12 法令等の規定によらない関係書類の提出等の状況

項目	機関数
他機関への照会が必要であるため、受付機関で準備すべき書類を申請者に提出させた	1
申請書類に記載している使用機材の現物確認を行うため、これらの機材を窓口に持参させた	1

【他機関への照会が必要であるため、受付機関で準備すべき書類を申請者に提出させた事務・機関(1)】

- 特殊車両通行許可（那珂県土整備事務所）

【申請書類に記載している使用機材の現物確認を行うため、これらの機材を窓口に持参させた事務・機関(1)】

- 電気工事業の登録申請（工業保安課）

(2) 申請手続の効率化

ア 申請書様式の県ホームページへの掲載

申請書様式の県ホームページへの掲載を調査したところ、掲載されていた事務は12事務、掲載されていないなかった事務は8事務であった。また、掲載されていた12の事務の中には、様式をPDF形式等で掲載しているため、申請者が用紙を出力して手書きする必要があるものが見受けられた。

表13 申請書様式のホームページへの掲載状況

項目	事務数
掲載されている	12
(形式)	
ワード形式など必要事項を入力できる形式で掲載	7
PDF形式など用紙を出力の形式で掲載	5
掲載されていない	8
合計	20

【申請書様式がPDF形式など用紙を出力の上手書きする形式で掲載されている事務(5)】

- 調理師免許
- 電気工事業の登録申請
- 火薬類消費許可
- 狩猟者登録
- 河川法に基づく土地の占用の許可

【申請書様式が県ホームページに掲載されていない事務(8)】

- 食品営業許可
- 特別児童扶養手当の認定
- 自立支援医療費の支給認定
- 生活保護開始決定処分
- 農地の転用の許可
- 漁業の許可
- 特殊車両通行許可
- 港湾施設の使用の許可等

イ 電子申請の導入状況等

電子申請が導入されている事務は「特定非営利活動促進法に基づく設立の認証」の1事務のみであった。電子申請が導入されていない主な理由としては、「添付書類が多いため」「申請時に制度への理解を深め、他に活用できる施策の有無を確認することが重要であるため、面談が望ましい」「申請時に必要な資格の確認を行うため」などであった。

4 適正な事務処理の確保

(1) 申請書類の適正な管理

「福岡県個人情報保護条例」では、知事等は、個人情報の漏えい等の防止や適切な管理のため、必要な措置を講じることとしている。

さらに、平成26年に国の個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」では、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)等を取り扱う書類等の盗難又は紛失等を防止するため、例えば施錠できるキャビネット等で保管するなど、物理的な安全管理措置を講じることが求められている。

今回監査を実施した32機関においても、申請書類の保管状況は表14のとおりであり、いずれの機関においても、直接県民の目に触れる場所での保管はされていないかった。しかし、申請書類に特定個人情報の記載があるにもかかわらず、施錠できないキャビネット等で保管しており、物理的な安全管理措置が講じられていない機関が1機関あった。

表14 申請書類の保管状況

項目	機関数
施設できるキャビネット等で保管	6
うち、申請書類に特定個人情報の記載があるもの	3
施設できないキャビネット等で保管	26
うち、申請書類に特定個人情報の記載があるもの	1
合計	32

【申請書類に特定個人情報の記載があるにもかかわらず、物理的な安全管理措置が講じられていない事務・機関(1)】

- 生活保護開始決定処分（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）

(2) 公印の適正な使用及び管理

ア 公印押印時の照合手続

福岡県文書管理規程第32条第1項では、事務担当者は、公印管守者又は公印管守補助者の照合を受けた後に、公印を押印することとしており、公印管守者等は、同規程第31条第3項の規定により、照合をしたときは、決裁文書の照合欄に照合済みの印を押印することと規定している。

しかし、「河川法に基づく土地の占用の許可（那珂県土整備事務所）」では、公印管守者等が決裁文書の照合欄に照合済みの押印をしていなかったため、照合したかどうかの確認ができなかった。

なお、平成29年度については、照合済みの印を受けた上で公印の押印手続を行っている。

イ 公印の印影印刷

福岡県文書管理規程第34条では、公印管守者の承認を得て文書に公印の印影を刷り込むことができることとしている。さらに、同規程の運用通達では、印影印刷した文書の使用状況を明らかにするために、受払簿を作成しておくこととしている。

今回の監査において、印影印刷を行っていた機関は8機関あり、全ての機関において受払簿を作成の上使用状況を管理していた。

しかし、このうち、「特別児童扶養手当の認定（児童家庭課）」では、公印管守者の承認のないまま公印の印影のみを印刷した用紙を作成・保管し、複数の通知書作成の際に使用していたことがわかった。

本件については、監査の実施後、当該機関が制度所管課に報告し、印影印刷用紙の使用を直ちに中止した上で、その後の許可証の作成については、その都度押印を行うこととしている。

第3 監査の結果及び意見

「許認可等に係る事務について」の監査結果及び意見は、以下のとおりである。

1 事務処理の体制

(1) 審査基準の設定

出先機関の長に処分が委任されている事務について、本庁が示した審査基準を決定することなくそのまま使用している機関や、本庁が示した審査基準はあるものの法令の定めのみにより判断している機関は、行政手続関係法令の規定に基づき、公表の方法も含め、早急に改善されたい。

また、審査基準が古いままで改正がなされていないものについては必要な改正を行うとともに、現時点で改正が必要ではないものについても、審査基準が現状と一致しているかなどについて定期的に点検するなど、改正が遅れることのないよう努められたい。

(2) 標準処理期間の設定

出先機関の長に処分が委任されている事務について、本庁が示した標準処理期間を決定することなくそのまま使用している機関は、行政手続関係法令の規定に基づき、公表の方法も含め、早急に改善されたい。

また、その他の理由により標準処理期間を設定していない機関についても、これまでの処理実績等を踏まえながら、可能な限り設定されるよう努められたい。

(3) 受付窓口の案内表示

案内表示については、申請者にもわかりやすい表示となっているかについて改めて点検の上、必要に応じ改善されたい。

また、現在表示がなされていないものについても、県民の利便性や許認可等事務の性質等を総合的に勘案の上、表示の可否及びその方法について検討されたい。

2 事務処理の状況

(1) 審査の進行管理

ア 事務処理の適切な進行管理

事務処理の進行管理については、概ね適切に行われていた。引き続き、担当者任せにせず上司が必ず進捗チェックを行うなど、組織的な進行管理を徹底されたい。

イ 許可証等の交付確認

民間団体を経由して交付する際に申請者への交付の確認が行われていないものについては、適切な事務処理が行われるよう努められたい。

また、許可証等を郵送等により交付する機関においては、封入内容と宛先が異なることのないよう職員によるダブルチェックを行うなど、誤送付の防止に努められたい。

(2) 受付機関からの申請書類の紛失防止

受付機関から処分機関に送付される申請書類の受取については、それぞれ確認が行われているところであり、保健医療介護部や建築都市部では、個人情報記載された文書を紛失した事案を受け、再発防止策として独自の受取確認様式を作成し活用するなど、組織的な対応がなされていた。

各機関において、事務処理の実態に応じた工夫をすするなどにより、文書の紛失防止に努められたい。

(3) 標準処理期間内の処理

標準処理期間を超えて事務処理を行ったものについては、それぞれ遅延が生じた原因を分析の上、可能な限り期間内に処理を行うよう努められたい。

なお、「関係機関への意見照会に時間を要したもの」などで、標準処理期間の超過が常態化している事務処理については、標準処理期間の見直しについても検討されたい。

また、標準処理期間には補正に要する期間は含まれないが、補正により標準処理期間を超過したとの回答が見受けられたので、行政手続関係法令の趣旨及び運用について今一度認識を深めるとともに、適正な運用を図られたい。

3 申請手続の簡素化及び効率化

(1) 申請手続の簡素化

申請者に押印を義務づけているものや法令等では求めている関係書類等を提出させているものについては、申請者の負担軽減のため、その必要性を検討の上、可能な限り手続の簡素化に努められたい。

なお、関係書類等について、検討の結果必要と認める場合には、規則等を整備して根拠を明らかにしておくよう努められたい。

(2) 申請手続の効率化

ア 申請書様式の県ホームページへの掲載

申請書様式を県ホームページに掲載していないものについては、県民の利便性や許可等事務の性質等を総合的に勘案の上、掲載の可否について検討されたい。

また、県ホームページに掲載している申請書様式がPDF形式であるものについては、入力可能な様式への変更を検討されたい。

イ 電子申請の導入

調査の結果では、電子申請の利用可能事務は非常に少なく、また、導入に当たっても添付書類の多いものや対面審査の必要な申請など、電子申請の実施が困難な状況が確認されたが、県民の利便性の向上に向けて、添付書類の見直しを行うなど、電子申請の導入に向けた検討に努められたい。

4 適正な事務処理の確保

(1) 特定個人情報情報の適正な管理

申請書類については、特定個人情報を含む書類が施錠なく保管されているなど、物理的な安全管理措置が講じられていない機関が見受けられたので、厳重な管理を行うよう改善された。

(2) 公印の適正な使用及び管理

ア 適正な照合手続

決裁文書の照合欄に公印管守者等が照合済みの印を押印していない事案については、平成29年度は改善されているが、照合を受けずに公印を押印するといった公印の不適正な取扱いを防止するためにも、公印管守者等は、照合をしたときは、所定の手続を行うようし、公印の適正な使用に努められたい。

イ 適正な公印の印影印刷

印影印刷の際、処分機関の判断で白紙に公印の印影のみを印刷し、複数の通知書に使用しているものが確認されたが、公印の適正な管理を逸脱し、不正使用の恐れもある極めて危険な状態となっていた。

本件は既に改善が図られているもの、適正な管理を徹底されたい。
また、制度所管課においても、印影印刷に関する制度の周知を改めて行うとともに、全庁的な点検など、現状把握を行った上で必要な措置を講じられたい。

5 まとめ

今回の調査の結果、審査基準及び標準処理期間の設定や公印の印影印刷、特定個人情報を含む書類の保管方法など、法令等に基づく処理が適正に行われていない機関が見受けられた。特に、行政手続制度の運用については、法令の施行後20年余が経過したことにより、徐々に形骸化してきた面もあるのではないかと思われる。これらについては、改めて点検の上、適正な処理を行っていく必要がある。

一方で、申請書類等の紛失防止を図るため、組織的に措置を講じるなど、事務の改善に取り組んでいる事例が見られた。適正な事務処理を確保するためには、各部署における自発的な改善の取組が望まれる。

さらに、電子申請の推進をはじめとする申請手続の簡素化及び効率化については、ICTの更なる進展や国の規制緩和の動きなども踏まえ、県民サービスの向上の観点から、積極的に取り組んでいくことが必要である。

今後、この報告書をもとに改善が図られ、許認可等に係る事務がより一層適正かつ効率的に遂行されることを期待して、監査委員の意見とする。

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県国際交流センター等50団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体 : 公益財団法人福岡県国際交流センター等50団体

(2) 監査対象期間 : 平成28年度

(3) 監査実施期間 : 平成29年10月3日～平成30年2月15日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人 福岡県国際交流センター	平成29年10月3日～平成29年10月4日
	公立大学法人 福岡女子大学	平成29年10月11日～平成29年10月13日
	公立大学法人 福岡県立大学	平成29年10月17日～平成29年10月19日
	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	平成29年10月24日～平成29年10月26日
	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	平成29年11月7日～平成29年11月9日
	公立大学法人 九州歯科大学	平成29年11月16日～平成29年11月17日 平成29年12月18日
	公益財団法人 飯塚研究開発機構	平成29年11月29日～平成29年11月30日
	公益財団法人 福岡県人権啓発情報センター	平成29年12月5日
	公益財団法人 福岡県動物愛護センター	平成29年12月5日
	公益財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	平成29年12月6日
	公益財団法人 福岡県水源の森基金	平成29年12月12日～平成29年12月13日
	公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター	平成30年1月10日～平成30年1月11日
	社会福祉法人 福岡県厚生事業団	平成30年1月16日～平成30年1月17日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	北九州エアターミナル株式会社	平成30年1月18日
	公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	平成30年1月24日～平成30年1月25日
	公益財団法人 あまぎ水の文化村	平成30年2月15日
補助金等交付団体	学校法人 筑陽学園 筑陽学園高等学校	平成29年10月5日
	学校法人 筑陽学園 筑陽学園中学校	平成29年10月5日
	学校法人 久留米信愛女学院 久留米信愛女学院高等学校	平成29年10月20日
	学校法人 久留米信愛女学院 久留米信愛女学院中学校	平成29年10月20日
	学校法人 久留米信愛女学院 久留米信愛女学院幼稚園	平成29年10月20日
	学校法人 折尾愛真学園 折尾愛真高等学校	平成29年10月31日
	学校法人 折尾愛真学園 折尾愛真中学校	平成29年10月31日
	学校法人 仰星学園 仰星学園高等学校	平成29年11月1日
	学校法人 福岡海星女子学院 福岡海星女子学院高等学校	平成29年11月21日
	学校法人 福岡海星女子学院 福岡海星女子学院附属小学校	平成29年11月21日
	学校法人 福岡海星女子学院 福岡海星女子学院マリア幼稚園	平成29年11月21日
	一般社団法人 福岡県私設病院協会	平成29年12月6日
	福岡県南部鳥獣被害防止対策 協議会	平成29年12月7日
	学校法人 中村専修学園	平成29年12月14日
	社会医療法人 雪の聖母会	平成29年12月14日
	公益社団法人 福岡県医師会	平成29年12月19日

区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	宗教法人 水田天満宮	平成30年1月16日
	一般財団法人 大川インテリア振興センター	平成30年1月16日
	公益社団法人 福岡県トラック協会	平成30年1月17日
	公益社団法人 福岡県薬剤師会	平成30年1月23日
	一般社団法人 宗像医師会	平成30年1月24日
	福岡水素エネルギー戦略会議	平成30年1月30日
	福岡先端ものづくりカイゼン促進・ 雇用創造地域協議会	平成30年1月30日
	公益財団法人 九州交響楽団	平成30年1月31日
	福岡県中小企業団体中央会	平成30年1月31日
	九州旅客鉄道株式会社	平成30年2月1日
	一般社団法人 九州観光推進機構	平成30年2月5日
	宗像市・福津市・岡垣町鳥獣被害 防止対策協議会	平成30年2月7日
	筑豊電気鉄道株式会社	平成30年2月7日
	公益社団法人 福岡県観光連盟	平成30年2月8日
	福岡県選挙手強化推進実行委員会	平成30年2月8日
	ハートランド平尾台株式会社	平成29年11月2日
	九電工・カホスイミング・九州林産 グループ	平成29年11月28日
	豊前市	平成29年12月7日

公
指
定
の
管
理
者
の
施
設

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)
該当なし
- 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

所管部局名	調査区分	説 明
人づくり・県民生活部	資産管理	図書管理システムの整備が不十分であった。

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育庁の出先機関49機関について実施した随時監査結果の報告（平成29年11月20日29監総第504号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

29保総第2031号
平成30年3月14日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿
同 行 正 晴 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 井 上 忠 敏 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（報告）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について報告します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	緊急用前渡資金において、災害対応でやむを得ず口頭で事前承認を得ていた前渡資金の交付・精算が遅延していた。	平成29年度当初から災害対応用の緊急用前渡資金を用意するとともに、領収書、請求書は必ず保管用のキヤビネットへ入れ、担当職員及び係長がキヤビネット内の請求書等を随時確認して支払いが遅延しているものがないか等チェックし、再発防止に努めている。
	前年度に引き続き、物品購入において、同一業者に対し、同一日に複数件、合計すると10万円を超える物品を見積書を見積さずに発注していた。	発注業務はすべて総務係に集中し、各課から年間購入計画書を提出させ計画的な発注を行う。また、購入計画と発注情報をまとめた発注管理簿を作成し、所属全員が確認できるよう電子データで共有フォルダに整備した。 さらに物品購入に関する事務処理の手順や注意点を所内会議等で職員に周知徹底を図った。

29 福総第3024号
平成30年3月16日

福岡県監査委員

山 下 芳 郎 殿

同

山 行 正 晴 殿

同

岩 崎 勇 殿

同

井 上 忠 敏 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	<p>前渡資金について、口座振替一覧表及び支払情報内容一覧表による支出命令者の照合確認が行われていなかった。</p> <p>特に、支払情報内容一覧表については、平成28年度定期監査において指導事項としているにもかかわらず、是正されていなかった。</p>	<p>月次の係内ミーティングにおいて出納員が各担当者の事務処理状況を確認することで職員の意識向上や事務の適正化を図るとともに、新たに作成した事務点検票によりチェックを行うことで、組織内部のチェック体制の構築を図る。</p>
	<p>緊急用に事前に交付されたタクシーチケットについて、長期間にわたり、現物確認を行っていないなどの理由から、その一部の使用状況が把握できていなかった。</p>	<p>緊急用チケットを使用した場合の庶務担当者への速やかな報告を徹底する。</p> <p>また、月締めの支払い手続きの際に、緊急用チケットの現物確認を行うとともに、9月末時点と年度末に、未使用のものについては一旦回収し、新たなチケットを緊急用として交付する。</p>

29 教財第1122号
平成30年3月12日

福岡県監査委員

山下 芳郎 殿

山行 正晴 殿

岩崎 勇 殿

井上 忠敏 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
武蔵台高等学校	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。	当該校において研修会を行い、根拠通知にて正しい手続を再確認し、適切な時間外勤務の事前命令及び事後確認の徹底を図った。また、制度所管課は当該事務長に、時間外勤務の事前命令及び事後確認を徹底するよう指導を行った。
古賀特別支援学校		
鞍手高等学校	通信販売を利用した物品購入に關して、事業者から付与されたポイントの管理が不適正であった。	根拠通知に基づき、付与されたポイントは組織として管理を行うとともに、支払の際には、担当者、出納員及び決裁権者が再度関係書類の確認を行うこととした。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。 備品購入費において、不適切な事務処理により備品が購入されていた。	根拠通知にて正しい手続を再確認の上、当該通知に基づき事務所で具体的な手順を定め、適切な時間外勤務の事前命令・事後確認を徹底する。 業者から同等品の提示があった際には審査を行い、同等品として認めた場合は承認した旨を参加する全ての業者に文書で通知し、公平な見積合わせの実施に努める。
	日々雇用職員について、決裁権者（校長）の決裁を受けずに任用通知書を交付し、雇用していた。	臨時職員を任用する際には、一覧表を作成して事務室内に掲示し、係全員で情報を共有するとともに、任用通知書押印時に、決裁済みであることを事務長が必ず元文書で確認する。
	臨時職員について、任用の手続きを行うことなく、任用していた。	速やかに任用通知書を交付した。職員が互いに業務の進捗状況を把握し、担当職員が不在時でも他の職員が対応して、事務処理に遅れがないよう努める。

監査公表第10号

平成29年6月9日付けで公表した「商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月10日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

29商政第1665号
平成30年3月22日

福岡県監査委員	山	下	芳	郎	様
同	行	正	晴	實	様
同	岩	崎		勇	様
同	井	上	忠	敏	様

福岡県知事 小川 洋

平成28年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>【総論】</p> <p>① (意見) 成果指標・目標値の設定について</p> <p>行政の活動の成果は単純に利益で測ることができない。そのため、その評価には適切な成果指標の設定が必要である。</p> <p>県では、事業ごとに成果指標を設定し目標管理を行っているが、成果指標の設定が適切でない、目標と実績が乖離している、といった不備が見受けられた。</p>	<p>「福岡県総合計画」に基づき、事業ごとに成果指標を設定し、目標管理しているが、見直しが必要な事業については、適切な事業評価を行うことができるよう、平成28年度以降、随時、見直しを行っている。</p>
<p>② (意見) 事業管理及び実績評価について</p> <p>補助事業では、要綱に定めた様式に則り、申請や実績報告を受け、形式的には資料が整っているものの、事業計画に対応する実績が報告されていない、収支等の会計数値が記載されていないのみで活動量や効果についての記載がないといったものがあった。</p> <p>また、補助や委託における実績報告について、計画との対比が困難であったり、活動の状況が不明であったりと、事業評価に活用し難いものが見受けられた。実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCAの観点からも、積極的に活用すべきである。翌年度以降の改善へとつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要がある。実績報告において明瞭に記載する必要がある。</p>	<p>平成28年度の実績報告書より、補助及び委託事業における実績が把握できるよう、事業計画に対応した活動報告内容について記載を求めるなどの見直しを行った。</p>
<p>③ (意見) 適切な情報の公表について</p> <p>公表の必要がある特命随意契約で公表が漏れているものがあった。情報を公表するとしても、公開される情報が網羅的でなかったり、また誤った数値が公表されたりする可能性もあるため、ガバナンスを確保し、適正な情報の公表が望まれる。</p>	<p>特命随意契約の公表漏れについては、判明後、速やかに公表手続きを行った。</p> <p>また、平成29年度には財務会計事務研修や全庁への通知により注意喚起を行った。</p>

<p>④ (意見) 委託先等の選定について</p> <p>委託先等の選定にあたり、一般競争入札において1者のみが入札者となっているケース、公募型プロポーザル形式を採用しているもの、提案を行った会社が1者のみというケース、申込み先の選定にあたり1者の見積りしか徴収していないケースが見受けられた。</p> <p>これらは、形式的な要件において問題はなかったものの、競争原理を働かせるため、また選定先が適切であることを確認するためにも、複数の入札者・応募者の確保、見積り徴収が望まれる。</p>	<p>平成29年度から、県公報及び県ホームページだけでなく、関係団体への周知や関係機関のホームページへの掲載など、広く周知を行い、入札者・応募者の確保に努めている。</p>
<p>⑤ (意見) 県が事務局を務める任意団体について</p> <p>県では、関係団体とともに協議会や実行委員会等の任意団体を形成しているが、その事務局を県が担っているケースがある。</p> <p>帳簿の整理が適時にされていないもの、資金需要に応じた資金計画となっていないもの等の事例が見受けられた。</p> <p>県が事務局を担う任意団体であったとしても、外部の団体に求めるものと同じ水準の資料の作成や、客観的な視点による実施状況のモニタリングが必要である。</p>	<p>平成28年度より、意見の対象となった県が事務局を担う任意団体においては、帳簿の適時整理や、資金計画見直しなどの改善を行った。</p> <p>また、収支管理表(月次)の作成や支出証拠書類の記載方法の見直し等を図り、実施状況を随時確認しながら、執行管理を行っている。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
〔各論〕 商工政策課	
3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費	
<p>① (意見) 補助事業における資料確認等について</p> <p>ア 変更申請の基準について、補助金交付要綱に明確な基準がないため、変動額や変動率等を用いた一定の基準を設けることが望まれる。</p> <p>イ 固定資産台帳への登載状況を確認する資料が未入手であった。客観的に確認できるよう、証拠を入手することが望まれる。</p> <p>ウ 交付申請時の見積書を徴収していないものが見受けられた。</p> <p>補助金の交付事務については、資料の確認等、審査手続きを適切に行う必要がある。</p>	<p>平成29年度事業より、以下のとおり実施している。</p> <p>ア 事業計画の細部の変更について基準を設定</p> <p>イ 実績報告書の添付書類として、固定資産台帳の写しの提出を義務化</p> <p>ウ 交付申請書の添付書類として、見積書の提出を義務化</p>
4. 運輸事業振興助成交付金	
<p>② (指摘) 補助実績の確認について (公益社団法人福岡県トラック協会)</p> <p>団体では、近代化基金運営要領 (以下、要領) により、近代化基金 (財源：運輸事業振興助成交付金) の一時的流用を定めている。</p> <p>しかし、事業資金として支出した17百万円について、事業年度内に流用額の戻し入れを行っておらず、要領の要件を満たしていない。</p> <p>補助実績の適切な把握に努める必要がある。</p>	<p>平成29年度事業より、要領に基づいた事業の実施、事業計画に沿った業務遂行の徹底について指導するとともに、概算払請求時に流用状況を確認し、決算までに流用額の戻し入れを行うよう指導することとした。</p>
<p>③ (意見) 補助実績の確認方法について (一般社団法人バス協会)</p> <p>当該補助金の実績報告において、補助事業に関する収支報告がなされているが、補助実績の確認については、補助交付団体全体の決算状況を入力し、実績報告が適切なものであることを確認する必要がある。</p>	<p>平成28年度実績報告から、団体の決算書の提出を求め、補助実績の確認を行っている。</p>

<p>6. 海外駐在員語学研修費</p>	
<p>④ (意見) 研修受講先の選定について</p> <p>語学研修の受講先について、同様の研修を実施している団体は他にも存在するため、複数者からの見積りを徴収し受講先を選定することが望まれる。</p> <p>なお、平成28年度の実施にあたっては、複数者から見積りを徴収して受講先選定を行っていることを申し添える。</p>	<p>平成28年度事業より、研修受講先の選定にあたり複数者からの見積もりを徴収するよう、既に対応済みである。</p>
<p>【各論】 中小企業振興課 (平成28年度以降：中小企業振興課、新事業支援課)</p>	
<p>1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費</p>	
<p>① (意見) 県から金融機関への預託金のあり方について (中小企業振興課)</p> <p>県は、中小企業の円滑な資金調達のため、金融機関へ融資実行のための原資を預託している。中小企業振興資金融資費の成果指標は新規融資額を挙げているが、近年、新規融資額の実績は減少している一方、その間、預託金額は概ね同額を維持している。</p> <p>制度融資では、その時々の経済状況や中小企業の資金繰りの状況に応じた適切な資金供給を目指しており、成果指標の設定には困難な面もあるが、預託金額の算定方法と成果指標との関係性がより明瞭なものとなるよう検討すべきである。</p>	<p>預託金額は、融資枠(様々なリスクを予め見込み、かつ過年度融資も含めて設定)をもとに算定するものであるが、成果指標については、当該年度の実績を直接反映させるため、引き続き、新規融資額を用いることとした。</p> <p>ただし、意見の趣旨を踏まえ、平成30年度当初予算から、予算説明資料において、制度融資の年度末残高(過年度分を含めた融資実績)を成果指標に併せて記載することとした。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p>
<p>② (意見) 保証等の管理について (福岡県信用保証協会)</p> <p>代位弁済が発生した場合、保険では賄いきれない部分が損失補償により県民負担となるが、地域経済の発展に繋がる県内中小企業振興の重要性を勘案すると、その必要性は認められる。</p> <p>しかしながら、今回の監査対象とした案件の中には、保証後1年以内に代位弁済に至っている取引もあった。</p> <p>代位弁済に至った取引については、今後とも、その経緯を検証し、保証審査にフィードバックすることが望まれる。</p> <p>また、県制度融資に関連した保証や代位弁済の状況、協会の取組状況等について、引き続き情報発信を行い、県民の理解を得る必要がある。</p>	<p>代位弁済に至った取引については、毎年、協会の保証審査の研修の事例を紹介しており、今後とも、その経緯を検証し、保証審査に活かしていく。</p> <p>また、県制度融資に関連した保証や代位弁済の状況、協会の取組状況等についても、協会ホームページのマネスリーデータによる情報発信により、県民へ周知を行っており、引き続き実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p>

5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金）	
③（意見） 成果指標の改定について	<p>当事業の成果指標のうち新規組合設立件数について、目標は平成9年度から平成18年度の10年間の平均設立数が約40件であり、同程度の新規組合設立を目指すことから40件と設定している。これに対し、実績は平成20年度以降目標の50%以下の達成率が続いている。</p> <p>達成可能な目標を設定すべきであり、目標を見直すことが望まれる。</p>
6. 小規模指導事業費	
④（意見） 成果指標について	<p>当事業の目標は、「商工会議所等による経営支援・販路開拓支援により、中小企業の売上増加を促進し、発展力ある中小企業の創出を図る」とされている。この目的に関する成果指標は①「製造品出荷額」と②「年間商品販売額」であるが、商工会等による巡回指導や窓口相談との間に因果関係を見出すのは困難ではないであろうか。</p> <p>当事業の成果指標設定については、より適切な指標へ変更するよう検討すべきである。</p> <p>また、成果指標の実績について、「年間商品販売額」は平成26年度の実績公表データはあるが、それ以前の実績データは公表されていないため記載していない。</p> <p>実績を把握できる指標を成果指標とするよう検討すべきである。</p>
⑤（意見） 適正な事業規模の設定について	<p>当補助金のうち、補助対象職員の設置費で約8割を占めている。人員一人当たりの単価は、「福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」により定められている。また、対象人員数は、「補助対象職員の設置基準」により定められている。</p> <p>「補助対象職員の設置基準」について、現在の県内における小規模指導事業のあり方を踏まえ、随時見直すことを検討すべきである。</p> <p>現在、定数を超えた人件費への補助は行われていないが、市町村合併に伴う経過措置があるとの説明を受けた。</p> <p>市町村合併に伴う経過措置を早期に終了し、商工会等への配置転換等を要請していくことを検討すべきである。</p>
③（意見） 成果指標の改定について	<p>平成29年度から、中小企業の組織化の推進状況を測る新規組合設立件数（数値減）に加え、補助金交付先である中央会から支援を受けた組合の満足度を測るため、中央会の会員数を新たに指標に設定した。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p>
④（意見） 成果指標について	<p>本事業の実施により、小規模企業の持続的発展を図っていくためには、地域や企業の実態に応じてきめ細かく支援することが重要であるため、平成29年度から、指標を「商工会議所、商工会の経営指導員による経営改善等指導企業数」に変更した。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p>
⑤（意見） 適正な事業規模の設定について	<p>本県では、中小企業振興条例及び基本計画に基づき、商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導等を通じて、県内の小規模事業者に対し、きめ細かい支援を行う、としていることから、各団体管内の小規模事業者数に応じて補助対象職員の設置基準を定めている。現在の設定方法は適切であると考えている。</p> <p>市町村合併に伴う定数の超過については、平成27年度末で、解消済みである。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p>

⑥ (意見) 実績報告の検討について

当事業が経営指導員等に対する補助金の継続支給を前提とした事業であるとすれば、いかに適切に補助金が活用されたかが重要であり、そのため、実績報告の検討を十分に実施すべきである。指導回数が少ない商工会等へ月給に相当する経費の補助を行うことが適正といえるのが検討すべきである。

また、回数のみでその適正性を測定できないのであれば、その他の具体的な成果指標も活用しながら各商工会等の成果を検証し、県民に対して当事業に係る県民負担の金額的妥当性について説明することを検討すべきである。

平成29年度から、補助金の指導監査の機会をとらえ、各商工会等の経営指導員による巡回指導状況の把握と、必要に応じて取組み強化について指導を行っている。

【現所属：中小企業振興課】

⑦ (意見) 指導監査の結果について

県の担当課においては、商工会等に対して指導監査を毎年実施している。平成27年度指導監査実施方針によれば、各商工会等の組織運営に課題があり、経営改善普及事業の必要性を対外的に説明することの重要性を理解できていない商工会等が存在することを前提した監査の実施であったことがうかがえる。

また、監査重点項目であった「経営カルテ及び業務日誌」の項目について、「記載内容が不十分」と総括する出先事務所もあった。

県は県民に対して当事業の成果を十分説明できただけの経営指導の結果を得られるような各商工会等への指導について検討すべきである。

平成29年度から、指導監査のあり方を見直し、各振興事務所は、各商工会等と取組みの状況や成果について十分に意見交換を行い、必要に応じて取組み強化について指導を行うとともに、その内容について、振興事務所から本庁に報告させている。

【現所属：中小企業振興課】

⑧ (意見) 実績報告の情報公開について

現状では、当事業の必要性や有効性が県民に対して十分に説明されてはいない。

補助金の支給を前提とした制度設計であればこそ、県民への説明責任を果たすため、より積極的な情報公開を行うことが望まれる。

平成27年度事業から、福岡県中小企業振興基本計画に基づいて実施する施策の実施状況及び施策の効果について、毎年、福岡県中小企業対策審議会や関係団体等の意見を聴いて検証し、公表している。

【現所属：中小企業振興課】

7. 企業経営者等人権啓発事業費

⑨ (意見) 成果指標の目標設定について

当事業は国からの受託事業であり、委託元である経済産業省においては、成果目標として「セミナー等参加者で非常に人権意識が高まった者の割合を90%以上とする」としているのに対して、県の成果指標は「参加者数」となっている。

国の成果目標との整合性について検討すべきではないかと思われる。

本事業は毎年実施しており、多くの企業は継続的な参加により人権問題について既定の認識を持つと考えられるため、成果指標を国のように定めることは現実的ではない。それよりも、セミナーに参加することにより、人権問題に対する認識を新たにし、少しずつでも理解を深めてもらうことが有意義かつ適当である。また、そのために、実施内容等について毎年検討を行っている。

よって、本県の状況を踏まえて検討した結果、現在の成果指標を継続することが妥当と判断される。

【現所属：中小企業振興課】

8. 中小企業団体組織強化対策費

⑩ (意見) 補助対象事業の検討及び成果指標の設定について

事業の目的は「県内中小企業の高度化・近代化を促進し、経済的地位の向上を図るため、中小企業団体の指導・育成を行う」ことであるが、具体的には何を指しているのか分かり難い。

定額の補助金を毎年度支給しているが、事業の必要性を毎年度検討し、必要と判断した理由を明らかにすることが望まれる。

また、当事業は成果指標の設定がされていないが、補助事業について、成果指標による成果測定を実施しないことは不適切であり、改善することが望まれる。

平成30年度より成果指標を設定し、毎年度、事業効果及び補助の必要性を適切に判断することとした。

【現所属：中小企業振興課】

9-1. 行きたくなくなる商店街づくり事業費

⑪ (意見) 成果指標の設定について

当事業の目標は、「行きたくなくなる商店街づくり事業による商店街の再生・活性化」とされている。この目的に関する成果指標は「本事業を活用した商店街等の数」となっており、成果指標が当事業を目標件数だけ利用したか否かで評価される。

商店街の再生・活性化が目標ならば、補助金を支給した商店街が企画した再生・活性化に関連する事業等の件数等を指標とすべきである。

平成27年度から、事業ごとに「自らが設定した成果目標を達成した事業主体の割合」を成果指標に追加している。

また平成28年度から成果指標の「本事業を活用した商店街等の数」に対する実績として、事業を実施した商店街等の延べ数(全事業数)を追加することとした。

【現所属：中小企業振興課】

<p>⑫ (意見) 実績報告について</p> <p>各団体における目標の達成状況を見ると、必ずしも目標を達成できていない。 この点について、県として改善を要望する、翌年度の補助を再検討する等、目標の達成状況に応じた対応を行うことが望まれる。</p>	<p>平成28年度からは、目標設定の方法について各団体を指導するとともに、事業目標に対して実績が大幅に低下した団体については、目標の達成状況に応じ、翌年度の補助の再検討を含めた対応を行うこととした。 【現所属：中小企業振興課】</p>
<p>9-2. 行きたくなくなる商店街づくり事業費 (まちづくりと一体となった商店街活性化支援費)</p> <p>⑬ (意見) 目標の達成状況について</p> <p>成果指標として「店舗誘致数」を挙げているが、実績が目標を達成できていない。 目標と実績に乖離がある状況において、新たな目標設定を行う場合は、過去の実績評価も加味した上で合理的な根拠を明示すべきである。</p>	<p>今後、目標と実績に乖離がある状況において、新たな目標設定を行う場合は、過去の実績評価も加味した上で合理的な根拠を明示することとした。 【現所属：中小企業振興課】</p>
<p>10. 商店街指導育成事業費</p> <p>⑭ (意見) 旅費の請求について (宿泊費・航空運賃)</p> <p>福岡県商店街振興組合連合会に対する福岡県商店街指導育成事業費補助金の支給に関して、宿泊費・航空運賃を定額支給しているが、支給額と実費の差額は不要であることから、当補助事業の目的を勘案すれば、実費相当額を補助することが望まれる。</p>	<p>航空運賃については、平成28年10月11日付けで補助事業者の内規が改正され、29年1月1日以後に出発する役職員の旅行について実費支給とされたため、実費相当額を補助することとした。 なお、宿泊費については、補助事業者が県の規定に準ずるものとして内規を定めており、引き続き定額支給とする。 【現所属：中小企業振興課】</p>
<p>12. 中小企業販売力強化支援費</p> <p>⑮ (意見) 出展 (処遇改善) 結果の徴収について</p> <p>県では福岡県商工会連合会にて作成された取組事業者一覧表を入手することで、出展 (処遇改善) 結果を把握しているが、アンケートの提出状況について提出の有無を確認するチェック様式はあるものの、未提出のものについては、その都度福岡県商工会連合会に対して確認する必要がある。確認の結果に対して文書による保管もされていない。 出展結果の成果は重要な情報であり、結果が未提出の事業者については、未提出の理由を明確にできるよう、①アンケート管理簿の作成又は②現行の取組事業者一覧表に未提出の理由を記載するような様式に変更する等の対策を講じることが望まれる。</p>	<p>当事業は平成27年度で終了しているが、意見の趣旨は今後、他事業を運営する上で参考にしたい。 【現所属：中小企業振興課】</p>

14. 小規模企業者等設備導入資金助成費

⑮ (意見) 債権管理について

(公財)福岡県中小企業振興センター(以下「センター」という。)では、小規模事業者等設備導入資金助成法に基づき実施する県内小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を支援する事業(設備資金貸付事業、設備貸与事業及び設備貸与事業(特別枠))の債権管理について、債権の回収を図るため、センター独自の債権管理マニュアルを作成し、当該規定に基づき債権管理を行っている。

県では、毎月、センターの債権管理状況を把握しているものの、それが上記マニュアルに沿ったものであるかを確認していない。

県においては、上記の債権管理状況の把握に加え、適時にセンターがマニュアルに沿った業務を実施しているかの確認を行うことが望まれる。

今年度より、適時にセンターを訪問し、聞き取り及び資料確認により、債権管理状況を把握するとともに、債権管理マニュアルに沿った業務を実施しているか否かの確認を行うこととした。

【現所属：中小企業振興課】

15. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業(高度化資金助成費)

⑯ (意見) 利用状況報告書について

貸付規則第23条に従い、毎期、貸付先から利用状況報告書及び決算書の提出を求めている。

県では、期限までに提出のなかった貸付先に対して、督促を行ったが、利用状況報告書及び決算書が未提出となっている貸付先がある。

また、受領状況の管理簿が整備されていないことにより提出状況を網羅的に管理することが困難となっている。管理簿を作成して、利用状況報告書及び決算書を全件徴収するよう努力すべきである。

さらに債権管理のためには、組合員の財務内容を把握する必要があるため、全組合員の決算書を入手することが望まれる。

利用状況報告書については、平成29年度から管理簿を作成し、提出状況を把握するとともに全件徴収するよう努めている。

組合員の決算書を全て徴収することは、現実に困難であるため、組合員の財務状況に関する調査票を作成した。まずは条件変更時や新規貸付時に財務状況を把握することができざる組合員について調査票を作成し、その他の組合員の財務状況については、今後、調査を依頼することを検討している。

【現所属：中小企業振興課】

⑰ (意見) 事業の継続性について

当該事業は、中小企業高度化の促進を事業目標としており、毎年中小企業に対して貸付を行っている。

貸付件数の推移を見ると、貸付件数は毎年1～3件と必ずしも多くない。

これは、金融市場の金利の下落等により、金融機関からの借入を希望する中小企業が増加していることによる影響がある。

当該事業に対する県内中小企業者のニーズは減少傾向にあり、事業の継続性について検討を行うことが望まれる。

貸付件数は、減少しているが、商工団体から事業の継続を要望されており、また、本事業は災害復旧貸付など政策性の高いニーズの対応も担っており、事業を継続する必要がある。

【現所属：中小企業振興課】

<p>⑭ (意見) 連帯保証人調査表について</p> <p>貸付規則第15条に従い、県では連帯保証人としての適格性を確認するため、貸付に当たって、保証人調査表を入手している。しかしながら、個人借入の状況、個人貯蓄の状況については証拠による確認を実施していない。</p> <p>連帯保証人として適当かどうかを判定するためには、借入及び貯蓄の状況に関する情報も同じく重要であるため、借入及び貯蓄の状況についても証拠により確認することが望まれる。</p>	<p>連帯保証人としての適格性をより正確に判定するため、今後の貸付けについては、借入及び貯蓄の状況について証拠による確認を行うこととした。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p>
<p>17. 中小企業総合支援事業費 (中小企業総合支援事業費)</p>	
<p>⑯ (意見) 成果指標について (経営改善フォローアップ事業)</p> <p>成果指標は、経営改善計画の実現可能性を高める実行支援を行い、収益構造の改善や生産性の向上を図り、自立した中小企業をつくるという事業の目標を達成できるように設定すべきである。</p> <p>現行の成果指標によると、専門家を派遣すること自体が事業の成果として把握されている。経営改善が必要な中小企業にとって専門家の支援を受けることは、それだけで大きな前進ではあるが、専門家の派遣はあくまで上記目標を達成するための手段に過ぎないとも言えるため、事業目標に直結した指標を設定することを検討すべきである。</p>	<p>本事業の主な対象は、独力では事業計画の作成・実行が困難かつ必ずしも積極的といえない小規模事業者である。このような事業者にとって、まずは計画実行のために専門家を活用しようとするのが、経営改善実現のため第一歩であり、何より重要である。よって、本事業では、専門家の派遣対象企業数を成果指標とした。</p> <p>一方、「収益構造の改善、生産性の向上、自立の有無」を指標にした場合、判断の時点や基準、結果の収集方法など課題が多い。</p> <p>なお、本事業は平成27年度をもって終了している。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p>
<p>18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費</p>	
<p>⑰ (意見) 契約方法について</p> <p>契約金額の定額部分の項目のうち、通訳関係、資料関係、借上バス関係の項目については、参加人数により変動する数字である。</p> <p>定額部分の見直しを行うことで、効率的な事業の実施に努める必要がある。</p>	<p>定額部分のうち、参加人数により変動する項目については、実質精算で対応できないか検討を行い、対応できる項目は実費精算とする。</p> <p>本事業は平成27年度をもって終了しているが、類似の事業がある場合には参考とすることとする。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>19. 福岡アジアビジネスセンター事業費</p>	
<p>⑱ (指摘) 収支報告について</p> <p>福岡県中小企業海外展開支援協議会における平成27年度収支報告において、現金残高が含まれていない。</p> <p>現金残高も含め、収支決算報告を行うべきである。</p>	<p>平成28年度決算については、現金残高も含め決算報告している。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>

<p>③ (意見) 事業計画及び収支予算の策定期期について</p> <p>福岡県中小企業海外展開支援協議会は、規約において、総会で事業計画、収支予算を議決することとしていますが、平成27年度は7月にこの議決を行っており、事業が4月からスタートしていることを考えると、7月の議決では遅いと思われる。 適切な時期に決議を行う必要がある。</p>	<p>平成30年度総会は5月に実施することとしている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>④ (意見) 現金収入の管理について</p> <p>現金収入について、実際に収入があった日から、通帳入金日までにタイムラグが生じている。県では、1か月分の現金収入をまとめて翌月に口座入金する処理を行っていたとのことであるが、現金の保有は、紛失等の可能性が高くなることから、早期に口座入金すべきである。 なお、当該事項については、平成28年度において改善されていることを申し添える。</p>	<p>福岡県ベンチャービジネス支援協議会の会計処理規定を改定（平成28年6月1日施行）し、現金の収入・支出について適切な管理を行っている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>⑤ (意見) 予算管理および繰越金残高について</p> <p>福岡県中小企業海外展開支援協議会における繰越金が多額である。これについては、事業計画及び予算の決議を早急に行うことで、県への負担金請求を早め、県支出金の支給時期を早めることが可能となり、圧縮できると考える。 また、県からの負担金について、9月に一括して支出しているが、任意団体の会計に多額の残高を置くべきではなく、適切な資金計画を確認した上で資金需要に応じ支出すべきである。 当初より予定されていない備品等が年度末の2月、3月に集中的に購入されているにもかかわらず、適切に予算が策定されていないため、収支報告において支出増の状況を把握しづらいものとなっている。 今後は、適正な予算計上と執行に努めるべきである。</p>	<p>平成28年度までの繰越金のうち協議会運営に必要な経費を除いた額を、今年度返還する予定である（雑収入処理）。 県からの負担金は四半期毎に、協議会からの請求に基づき支出している。 年度末に支出が偏らないように計画的な予算執行に努めている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>

<p>20. アジアビジネス訪問団派遣事業費</p>	
<p>⑥ (意見) 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について</p>	<p>タイへのビジネス訪問団派遣の業務委託先選定は、公募型プロポーザルにより実施されているが、参加は1社のみであった。募集にあたっては、関係団体を通じて周知するなど、複数の応募者を確保できるよう、引き続き努めていくことが望まれる。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>21. 貿易企業及び団体育成費</p>	
<p>⑦ (意見) 成果指標の設定について</p>	<p>福岡貿易情報センター事業及び北九州貿易センター事業の成果指標「県内企業からの相談件数」は、目標に応じて未達の状況が続いている。目標と実績の乖離要因を把握し実績の向上に努めるべきである。</p> <p>平成29年度の目標数値から、直近3か年の実績を踏まえ、目標値を見直している。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>23. デザイン振興事業費</p>	
<p>⑧ (意見) 収支決算書の記載について</p>	<p>福岡県産業デザイン協議会の決算資料で、県予算事項「中小企業デザイン活用推進費」の負担金が、別事項「デザイン振興事業」の事業費に使用されたことと誤認させる記載があった。誤解を与えない記載とすることが望まれる。</p> <p>福岡県産業デザイン協議会の決算資料の各事業名に県の予算事項を追記することとし、県の予算事項との対応関係に誤認が生じないようにした。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>24. 中小企業デザイン活用推進費</p>	
<p>⑨ (意見) 収支決算書の記載について</p>	<p>福岡県産業デザイン協議会の決算資料で、県予算事項「中小企業デザイン活用推進費」の負担金が、別事項「デザイン振興事業」の事業費に使用されたことと誤認させる記載があった。誤解を与えない記載とすることが望まれる。</p> <p>福岡県産業デザイン協議会の決算資料の各事業名に県の予算事項を追記することとし、県の予算事項との対応関係に誤認が生じないようにした。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>25. ベンチャー育成事業費</p>	
<p>⑩ (意見) 帳簿の整備と運用について</p>	<p>収支管理表の平成28年3月分、4月分が作成されていないかった。収支管理表の適時の作成および承認が必要である。</p> <p>平成29年度より、事業を実施している「福岡ベンチャービジネス支援協議会」において、毎月収支管理表を作成し、月次決算の承認を受けている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>

<p>⑪ (意見) 負担金の支払いについて</p> <p>平成28年4月に負担金支出を行っているが、支出が集中したのは翌年3月であり、適切な資金計画に基づいたものとはいえないものであった。任意団体に会計に多額の資金を寝かせるべきではなく、適切な資金計画を確認したうえで、資金需要に応じ支出すべきである。</p>	<p>県からの負担金は四半期毎に、協議会からの請求に基づき支出している。平成29年度からは、年度末に支出が偏らないように協議会で計画的な予算執行に努めている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>27. 九州・山口ベンチャーマーケット事業費</p>	
<p>⑫ (意見) 帳簿の整備について</p> <p>九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会に対し、負担金を拠出している事業であるが、出納簿や収支管理表が作成されていない。出納簿・収支管理表を作成して、当該帳簿に基づく定期的な予算管理や残高管理が必要である。</p>	<p>平成29年度から出納簿及び収支管理表を作成し、資金管理を行っている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>⑬ (意見) 監査の適時実施について</p> <p>事業の決算監査を平成28年8月に受けている。監査時期について、規定は設けられていないものの、平成27年度の事業が平成28年3月に終了し、最終の支払も平成28年5月11日であることから、適時な監査の実施が望まれる。</p>	<p>平成28年度の決算監査については、5月17日に実施している。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p>
<p>【各論】 中小企業技術振興課</p>	
<p>1. 研究費 (JKA補助)</p>	
<p>① (意見) 入札について</p> <p>本事業による機械の取得は一般競争入札によって行われ、1者しか入札がなかった。競争原理を働かせることにより、経済合理性の高い機械を取得するために多くの入札者を確保することが望まれる。県は機種選定段階において、落札者以外にも4者の機械取扱業者を把握している。しかしながら福岡県公報による公示以外の説明会の開催等入札者を確保する方策を行っていないかった。今後、より入札者を確保する手段を実施する必要があると思われる。</p>	<p>平成29年度事業から、多くの入札者を確保するため、県公報に加えて県及び工業技術センターのホームページに入札情報を掲載するなど、幅広く周知に努めることとした。</p>

2. 地域連携型研究・研修事業費

② (意見) 成果指標について

本事業の成果指標として、実施テーマ数が設定されているが、これを達成しようとするため安易に研究開発を受託する動機ともなりかねず、本来の目的である「外部機関からの要請により、特に県内産業に大きく貢献するものについて委託を受け研究を行う」ことと乖離するおそれがある。したがって、効率的・効果的な研究が行われているかどうかの指標として、研究テーマの達成率など、本事業の目的に関連性の強い成果指標を設定すべきである。

なお、平成29年度より本事業の成果指標として、「実施テーマの達成率の平均値80%以上」を設定していることを申し添える。

平成29年度より、事業目的と関連性の強い成果指標として「実施テーマの達成率の平均値80%以上」を設定した。

4. 技術振興助成費

③ (意見) 成果指標について

当該事業の成果指標として、ふくおか産業技術振興展の来場者数が設定され、実績と比較が行われているが、ふくおか産業技術振興展は、他の展示会と同じフロアにて仕切りが無い状態で同時開催されており、来場者数の実績はこれらのイベント全体でのフロア来場者数となっているため妥当ではない。

また、ふくおか産業技術振興展は、地場中小企業の受注機会の増大や新規取引先の開拓を図る目的で開催されていることから、成果指標としては出展会社1社当たりの商談件数等、より事業目的と関連性が強い指標を設定すべきである。

また、当該事業内容のうち、発明奨励振興事業費補助金、地域企業等技術振興事業費補助金、直轄地域産業振興事業費補助金については、成果指標が設定されていない。適切なPDCAサイクルを実施するためには、計画段階から目標値(成果指標)を設定した上で、実績値と目標値とを比較し、事業を適切に評価する必要がある。

なお、平成29年度よりふくおか産業技術振興展の成果指標として、新たに「出展企業の満足度」を設定していることを申し添える。

ふくおか産業技術振興展については平成29年度事業より「出展企業の満足度」を新たな成果指標として設定した。

また、発明奨励振興事業費補助金、地域企業等技術振興事業費補助金、直轄地域産業振興事業費補助金についても、平成30年度事業より、それぞれ成果指標を新たに設定することとした。

5. 知的所有権活用促進事業費

④ (意見) 実績報告の確認について

知的所有権流通促進強化事業の委託において、消耗品費の年間支出額全体の約90%が年度末に支出が集中しており、これが予算消費を目的に支出されたものではないことを確かめる必要があった。

また、知的財産実務者育成事業の委託において、消耗品費の月ごとの実績額が千円以下の数字はすべて0であり、少額の購入品から構成されることが多い消耗品費の実績額としては稀なことであるため、その内容を確かめる必要があった。しかしながら、両者とも内容を確認する手続は行われていなかった。今後、通常ではないと考えられる支出については、完了報告を受けた段階で内容を確認し、妥当性について検討すべきである。

なお、当該消耗品費について、監査期間中に県担当者によって問合せが行われ、内容に問題が無かったことを申し添える。

今後、年度末に支出が集中する等、適時適切な執行ではないと懸念される支出については、委託先からの完了報告を受けた段階で内容を確かめ、その妥当性について確認する。

6. ものづくり基盤強化事業費

⑤ (意見) 成果指標の設定と事業計画について

ものづくりアドバイザー事業に関して、事業説明資料では成果指標をアドバイザーの派遣件数としており、平成27年度において30件を目標としている。しかしながら福岡ものづくり産業振興会議の平成27年度事業計画によると、派遣件数は20回程度とされており整合していない。

適切なPDCAサイクルを実施するためには、適切な目標を設定し、それを達成するための行動計画を策定すべきである。また、目標を形骸化させないために、事業計画を入手した時点において目標と計画とが整合しているかどうかを確認すべきである。

当該事業は平成27年度で終了したが、今後、同様の目標設定を行う場合には、適切な目標を設定するとともに、それを達成するために策定された計画との整合性にも留意することとする。

<p>7. ものづくり中小企業新製品開発支援費</p> <p>⑥(意見) 事業経費の変更に関する補助要綱の内容について</p> <p>ある補助対象事業者において、補助金交付金額は変わらないが交付対象経費が著しく変更された事例が検出された。</p> <p>補助要綱によると、補助金の交付を申請しよとする者は、交付申請書に新製品開発概要説明書及び補足資料、経費内訳書を添えて知事に提出しなければならぬとしている。また、補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業の経費を著しく変更しようとするときは変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならぬとしている(ただし補助事業に要する経費配分のうち、各区分間の変更で、少ない方の区分の金額の20%を超えない額若しくは30万円以下の変更をする場合は除く)。</p> <p>本事例の経費の変更においては、補助要綱に準じて変更承認申請書が提出されており、合規性は問題はないものの、ある区分において経費が減額されるとともに、他の区分において新たに経費が増額されている。</p> <p>このように補助対象となる経費が著しく増額されている場合は、その増額が補助対象事業に必要かどうかを精査すべきであり、補助を行う当初の承認と同様に、変更承認申請書においても、交付申請と同様に経費内訳書の提出を求め、その内容について承認手続を行うよう補助要綱の改善が望まれる。</p>	<p>平成29年度事業から補助金交付要綱を改正し、変更承認申請時においても経費内訳書の提出を義務付け、それに基づき承認手続を行うこととした。</p>
<p>10. 水素機器用ゴム製品開発事業費</p> <p>⑦(意見) 一般競争入札における1者入札について</p> <p>本事業において材料の弾力性などを測定する粘性評価装置を取得している。当該取得は一般競争入札によって行われ、1者が入札し落札している。</p> <p>経済合理性のある装置取得のためには、より多くの入札者を確保することにより競争原理を働かせることが求められる。県は装置選定段階において、落札者以外にも2者の取扱業者を把握しているが、より多くの入札者を確保する手段を検討する必要があると思われる。</p>	<p>当該事業における入札業務は終了したが、今後、同様の事業を実施する場合、入札者を確保するため県公報に加えて県のホームページに入札情報を掲載するなど、幅広く周知に努めることとした。</p>

12. 成長産業雇用創出事業費

⑧ (指摘) 特命随意契約の公表について

次世代自動車デジタルエンジニアリング講座、次世代自動車ものづくり講座において特命随意契約を締結している。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」において、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものと規定されているが、当該特命随意契約については公表されていないかった。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていること、また平成28年度の後継事業（ものづくり中核人材育成事業）では、規定に従い契約締結後の平成28年4月に公表が行われていることを申し添える。

公表漏れとなっていたため、把握後速やかに県ホームページで公表を行っており、既に対応済みである。なお、当該事業は平成27年度で終了しているが、平成28年度の後継事業（ものづくり中核人材育成事業）では、契約締結後その契約内容を速やかに公表している。

13. 地域研究基盤整備推進費（新産業振興課）

⑨ (意見) 補助事業における事業計画及び実績報告書の記載について

福岡県南地域産業振興事業費補助事業に関して、補助金交付申請書における事業計画について、実施内容の記載はあるものの、その活動量や規模は明らかにされていない。また、実績報告書においても同様である。

前年度における活動実績や聞き取り、他資料等において事業が適切に実施されていることを確認できるとしても、補助金交付申請手続及び実績報告手続を形骸化させないため、活動量や規模について事業計画や実績報告に適切に記載することが望まれる。

今後は実態に即した事業計画書、実績報告書を提出するよう指導し、平成29年度の実績報告からは是正する。

【各論】 新産業振興課

1. Rubyビジネス・コンテンツ産業振興費

①（意見） 成果指標について

Ruby開発企業数およびコンテンツリーディング企業数（売上高が1億円以上の企業）という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標だけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、ビジネスマッチングを目的とした活動ならばマッチング件数等、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。

平成29年度から、新たな総合計画で使用している「県の支援により製品実用化を実現した企業数」に指標を見直した。

2. 産業・科学技術振興費

②（意見） 成果指標の設定について

成果指標として、自主財源の拡充とコスト削減の目的から財政負担率、およびマッチングコーディネート事業は総コーディネート件数（累計）が設定されている。

しかしながら他の事業に関する成果指標は設定されていない。県においては、PDCAサイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図る旨が「福岡県総合計画」に明記されている。適切なPDCAサイクルを実施するためには、計画段階からの目標値を設定したうえで、実績値と目標値とを比較する必要がある。

成果指標が設定されていない事業のうち、特に科学技術交流事業においては、科学技術振興、科学技術フォーラムや研究セミナーを開催しており、参加者数や参加者の満足度等の成果指標を容易に設定できる。PDCAサイクルを実施するためにも、設定可能な事業においては網羅的に成果指標を導入するべきである。

平成30年度から、科学技術交流事業の成果指標として、「定員に占める参加者の割合（フォーラムやセミナーの参加率）」及び「アンケート調査に基づく参加者の理解度・満足度」を導入した。

3. 飯塚研究開発センター事業費

③ (意見) 成果指標について

本事業費にかかわる人材養成事業について、養成人数200人が設定されている。これに対し平成21年度からの実績は常に2倍以上の達成率が続いている。

福岡県総合計画において、PDCAサイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図る旨が明記されている。継続的に施策の実効性を高めるためには、前年度の実績値や予測に基づき目標を改定し、目標を達成するための改善策を検討、施策の実行を行うことが必要となる。このため、目標値の妥当性を検証し、必要であるなら見直すべきである。

平成30年度から、人材養成事業の成果指標である「養成人数」について、講座の実施状況を踏まえた目標値に再設定した。

4. 先端半導体・ロボット産業振興費

④ (意見) 成果指標について

当事業において、先端システムLSI開発の拠点化(クラスター化)を進めるため、ベンチャー企業等の研究・製品開発に使用されるラボ(設計機器および検証機器)の利用企業数及び利用時間数を目標の一つとしている。このうち、検証機器利用企業数および検証機器利用時間数の実績が平成24年以降、大幅に目標を下回っている状況である。

県担当者によると、検証機器の老朽化により利用企業数および利用時間数が減少し、目標と乖離しているとのことである。そうであれば、老朽化を前提とした目標の再設定を行うか、若しくは必要とあれば検証機器の更新を検討すべきである。

平成29年度から、ベンチャー企業等の研究・製品開発に使用されるラボ(設計機器及び検証機器)の「利用企業数」及び「利用時間数」等から、新たな総合計画で使用している「県の支援により製品実用化を実現した企業数」に指標を見直した。

6. 社会システム実証センター事業費

⑤ (意見) 収支予算書について

本事業における収支予算書において、利用料収入実績額が予算額の4分の1にも満たない。また平成26年度も利用料収入実績額は予算額の4分の1にも満たず、予算額と実績額とが大きく乖離する状況が続いている。

補助要綱によると、県は交付申請書を受領する際に収支予算書も受領し、内容を審査し、適当と認めるときに補助金の交付を決定することとなっている。県としては現実に即した収支予算書の作成を交付先へ求めるべきである。

社会システム実証センターに対し、今後は実態に即した収支予算書を提出するよう指導し、平成30年度の補助金交付申請からは是正する。

7. バイオ産業拠点化推進費

⑥ (意見) 成果指標について

当事業において、地場バイオ関連企業による製品開発件数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業活動全体の効果を図る指標として有用である。しかしながらそれだけでは、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明できず、また、翌年度以降にもフィードバックされないと考えられる。

例えば、最新の研究情報やビジネス情報の提供を目的とするバイオ研究・ビジネス最前線の活動であれば、アンケート調査に基づく参加者の理解度・満足度など、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。その上で目標と実績との比較および原因把握を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。

平成30年度から、製品開発件数に加え、バイオ研究・ビジネス最前線におけるアンケート調査に基づく参加者の理解度・満足度を成果指標として導入した。

9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費

⑦ (意見) 成果指標について

当事業において、新規参入企業等育成数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業の活動の全体の効果を測る指標として有用である。しかしながら、それだけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、試作品等に関する製品試験であれば受託試験数または受託試験収入など、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。

なお、当事業は平成28年度より県補助金の交付は無くなっており、財団の自主財源にて行われていることを申し添える。

当該事業は平成28年度で終了したが、今後、同様の補助事業を行う場合には、PDCAサイクルを適切に実施できる指標を検討する。

<p>11. 医療・福祉機器関連産業振興費</p> <p>⑧ (意見) 成果指標について</p> <p>当事業の成果指標の一つとして、「ふくおか医療福祉関連機器等開発・実証ネットワーク」会員数を挙げている。</p> <p>平成30年度の目標を事業初年度の平成26年度に達成しているため、目標が過少でなかったかどうか、また、今後も成果指標として設定する必要があるのか否かを検討する必要がある。</p> <p>なお、当事業の平成29年度以降の目標値は適正な値に見直されていることを申し添える。</p>	<p>医療福祉機器の産業振興を推進していくためには本成果指標は重要であり、平成29年度に実態を踏まえた目標値とするよう、既に対応済みである。</p>
<p>12. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費</p> <p>⑨ (意見) 成果指標について</p> <p>当事業において、地元調達率および国内シェア・生産台数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。</p> <p>当成果指標は事業全体の効果を図る指標としては有用である。しかしそれだけでは、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。</p> <p>例えば、商談会であれば参加者数や商談成立件数など、包括的な指標を達成するために必要となる各活動における成果指標を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>平成29年度から、自動車産業集積の進捗状況を把握できる指標である、「県内の自動車関連企業数」に見直した。</p>
<p>13. 家庭用燃料電池営業・販売部門人材育成事業費</p> <p>⑩ (指摘) 実績報告書の不備について</p> <p>当事業の仕様書において、OFF-JTとOFF-JTを組み合わせた、効果的な人材育成を図ることが求められている。しかしながら、実績報告においてOFF-JTの時間の記載が無いため、委託内容が適切に履行されたか否か判断できないものがあつた。</p> <p>事業報告を受けた段階、また履行確認時において、仕様書に従った履行が行われたか否か確認するべきである。</p> <p>なお、当該OFF-JTについて、監査期間中に県担当者が委託先に確認したところ、当時のOFF-JTの履行が確認できたことを申し添える。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了した。今後同様の事業を行う場合には、仕様書に従った履行確認を徹底する。</p>

15. グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト事業費	
<p>① (指摘) 特命随意契約の公表について</p> <p>軽量R u b y 技術者育成事業において特命随意契約を締結している。 特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」において、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとすると規定されている。 しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。 なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていることを申し添える。</p>	<p>公表漏れとなっていたため、把握後速やかにホームページで公表を行っており、既に対応済みである。 なお、当該事業は平成27年度で終了しているが、今後同様の事業を行う場合には、県随意契約取扱要綱に従い、速やかに公表する。</p>
[各論] 工業保安課	
1-1. 保安対策事業助成費	
<p>① (意見) 補助金交付の有効性及び経済性の検証について</p> <p>「補助事業の効果」として、講習会については、補助事業実績報告書の講座数・受講者数を明記することで評価しているが、どの程度の効果が発現したかが判明せず、翌年度以降の講座内容にもフィードバックされないと考えられる。 また、巡回指導についても、巡回事業所数・日等を明記しているが、さらに巡回先での指導事項等を補助事業実績報告書に記載し、県の監査で効果発現の程度や改善状況を具体的に把握し、補助金交付の有効性及び経済性を検証する必要がある。</p>	<p>講習会については、平成29年度からアンケートを実施し、受講者の理解度や講習会の有効性の確認を行っている。今後は、このアンケート結果を集約し、翌年度以降のプログラム作成に反映させることとし、その結果を補助事業実績報告書に記載することで、補助事業の効果を高めることとした。 巡回指導については、巡回指導時の指導事項等を集約し、補助事業実績報告書に記載することとした。また、指摘事項の集約内容を検証し、翌年度の巡回指導実施計画を決定することとした。</p>
[各論] 企業立地課	
1. 戦略的企業立地促進事業費	
<p>① (意見) 成果指標の設定・確認について</p> <p>成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみ掲げているが、当該交付金は設備に対する交付のみならず、雇用に関する交付も含んでいるため、後者に対応する成果指標が設定されていない。 新規雇用は、企業誘致・設備投資に付随するものとはいえ、雇用に関する交付がある以上、交付の効果を適切に測定するため、当該交付に対応する成果指標（例えば、年間新規雇用数等）を適切に設定する必要がある。</p>	<p>新たな成果指標として、立地企業における新規雇用者目標数を設定する。</p>

<p>2. 企業誘致強化推進事業費</p> <p>② (意見) 成果指標の設定・確認について</p> <p>a 重点産業分野への誘致活動強化事業、経営トップ戦略的誘致活動事業 成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げており、当該事業個別の成果指標は設定していない。 年間を通して当該事業に係る誘致活動を行った結果としてどれだけの効果が挙げられているかを把握するためにも、当該成果指標もあわせて設定・確認する必要がある。</p> <p>b 特区構想情報発信事業 成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げているが、翌年度以降にフィードバックされ難いと考えられる。したがって、セミナー時のアンケートによる評価等、より具体的な成果を測定し、翌年度の活動にフィードバックすることにより、毎年度改善していくことが望まれる。</p>	<p>新たな成果指標として、立地企業における新規雇用者目標数を設定するとともに、アンケートの実施をとおして、セミナー内容の改善や本県への立地に関心の高い企業への個別訪問など、具体的な企業誘致に結びつける。</p>
<p>3. 航空機産業振興費</p> <p>③ (意見) 事業の具体的な成果測定方法について</p> <p>成果指標として、航空機産業振興会議の会員数を100社にするという指標を掲げているが、上記会員には航空機産業参画に直接的に関連する企業だけが含まれている訳ではなく、当該指標だけでは、予算執行の効果が測定し難いと考えられる。 航空機産業関連企業の誘致により地場企業が航空機分野に参画することを目的として実施されていることから、より目的に合致する成果指標を設定する必要がある。 なお、平成28年度では、成果指標を航空機分野への参画企業数に改定したということである。</p>	<p>平成28年度以降、成果指標を航空機分野の参画企業数に見直すよう、既に対応済みある。</p>

4. 海外企業誘致センター事業費

④(意見)経費精算に係る請求書記載事項について

海外企業誘致センターへの請求書及び添付の証憑書類(領収書等)について、打合せとして企業担当者との会食をした際に、会食に参加した企業担当者の名刺のコピーが根拠資料として付されているのみで、県側と企業側の各出席者数が明記されていないため、その支出額の妥当性が判断できないものがあった。

請求書の記載事項について定型的なルールを設け、少なくとも会食等に係る請求書(または根拠資料)に参加人数等の記載を求めなければならない。

⑤(意見)成果指標の設定・確認について

成果指標として、海外企業の年間誘致件数という包括的な目標のみを掲げている。

しかしながら、業種別や分野別の年間誘致件数等、より具体的な成果指標もあわせて設定することにより、事業および予算を効果的かつ効率的に実行できるとともに、その活動の成果をより具体的に測定することが可能になると考えられるため、当該成果指標もあわせて設定・確認する必要がある。

請求書に、支出額の妥当性が判断できる項目(会食であれば全出席者数および出席者名)を必ず記載し、併せて記載内容の確認を徹底している。

新たな成果指標として、海外立地企業における地域別の誘致目標件数を設定する。

5. 工場適地調査支援費

⑥(意見)調査業務の方法について

市町村が民間の調査会社に委託して行った工場適地調査業務の結果報告書を開覧等したところ、平成27年度の4つの調査のうち、3つは現地調査(ポロリング調査等)を実施しているが、1つは立地データの比較のみで現地調査の実施の有無が確認できなかつた。

当該業務の調査会社への委託に際して、極力、現地調査を実施するように働きかけることが望まれる。

平成28年度以降の補助対象事業については、現地調査を実施し、その旨報告書に記載するよう働きかけを行うよう、既に対応済みである。

6. 本社機能等立地推進事業

⑦(意見)事業の細分化について

前出の企業誘致強化推進事業費(特区構想情報発信)で「福岡県・久留米市 企業立地セミナー」を大阪で開催し、当該事業で「本社機能等立地促進セミナー」を三大都市圏で開催しているが、予算執行の効率的実施等を考慮すると、前者の予算の枠内で後者の事業を企画・立案・開催することを検討することが望まれる。

当該事業は平成27年度で終了している。平成28年度からは企業誘致強化推進事業費にて類似の事業を行うよう、既に対応済みである。

<p>⑧ (意見) 成果指標の設定・確認について</p> <p>当該事業の成果指標として、年間の本社機能立地企業数という包括的な目標のみを設定しているが、それだけではセミナーの開催によって、どの程度の効果が発現したかが判明せず、また、翌年度以降の講義内容にもフィードバックされ難いと思われる。</p> <p>よって、セミナー時のアンケートにより、理解度・満足度を確認する等、より具体的な成果測定方法を設定し、翌年度の活動にフィードバックすることで、改善していくことが望まれる。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了している。平成28年度からはセミナーにおけるアンケートの実施をとおして、セミナー内容の改善や本県への立地に関心の高い企業への個別訪問など、具体的な企業誘致に結びつける。</p>
<p>7. オフィス整備促進事業費</p>	
<p>⑨ (意見) 事業の予算規模の適正化・活用促進について</p> <p>当該事業の開始が遅かったとはいえ、実行件数が少ないと思われる。(1件)</p> <p>翌期以降も当該事業実行の金額・件数が少ない場合、当該事業の適正な予算規模または活用促進策を検討する必要がある。</p>	<p>平成28年度から、当該事業は、市町村からの活用意向に基づいた適正な予算規模となるように改善を行っている。</p>
<p>⑩ (意見) 検査調書の文書化について</p> <p>工業者が市に提出した完成届や県の企業立地課が行った完了確認調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていなかった。完了確認調書等に添付される写真に明記することが望まれる。</p> <p>完成届入手の際には必ず内容を精査し、不備があれば業者に修正を求め等をして、適切な証拠書類を入手・保存する必要がある。</p>	<p>平成28年度の補助対象工事については、完成届等の確認を徹底し、適切な証拠書類を保存している。今後とも証拠書類の確認を徹底していく。</p>

【各論】 観光・物産振興課（平成28年度以降：観光政策課、観光振興課）

1. 物産振興団体育成費

①（意見） 成果指標について

指標の考え方に基づき成果指標を計算すると、平成27年度には目標である達成状況を達成することはできず、計算ミスとのことであった。本成果指標は、補助金交付団体が適切に事業計画を遂行するよう指導監督をする上で重要な目安となるため、適切な成果指標の設定が必要である。

今後は丁寧な事務管理が望まれ、適切な進捗管理に留意すべきである。

翌年度からは、再計算を行い適正な成果指標を設定している。

【現所属：観光政策課】

2. アクロス福岡出展事業費

②（意見） 事業目標等について

平成23年度、平成24年度については達成状況の計算結果が異なる。また、平成25年度以降の数値について計算結果は適切であったが、そもそも基準年を誤っていた。

平成23年度と平成24年度については成果指標が誤っていたにも関わらず、どのように事業の効率性を測定したか疑問がもたれる。

成果指標を適切に設定し、これに基づく効果測定、翌期以降への改善を図りPDCAサイクルの適切な実施が望まれる。

翌年度からは、再計算を行い、正確な成果指標に基づいた事業の効率性（コスト面からの効率性）を測定することとしている。

【現所属：観光政策課】

4. 地場産業振興事業費

③（意見） 実績報告について

実績報告では、対象事業に係る支出内訳、事業内容を記載した報告書があるのみである。報告書では、事業目的、事業概要、事業成果、今後の展開が記載されているが、当事業の目的と直接関連する報告はなされていない。

この点につき確認したところ、補助団体に対して、成果の記載を求めてきたが、報告はなされず徹底されていないとのことであった。

補助事業の成果報告を徹底させる必要がある。

交付先に対し成果報告の徹底を求めた結果、平成28年度実績報告では、成果に関して適切に報告された。内容等の充実に向け、今後も指導していく。

【現所属：観光政策課】

<p>5. 首都圏販路開拓費</p>	
<p>④ (指摘) 特命随意契約の公表について (販路開拓コーナーデータの設置事業)</p> <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとす」と規定されている。 しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p>	<p>当該特命随意契約については、既に公表しており、翌年度からは特命随意契約については、契約締結後、すみやかに公表している。 【現所属：観光政策課】</p>
<p>⑤ (指摘) 契約保証金の減免について</p> <p>契約保証金を減免する場合には、履行証明は発注者が発行した履行証明書を確認する必要がある。 しかしながら当該契約については履行証明ではなく、委託業務検査調査を確認したことのみにより契約保証金を免除しているため、規定を遵守し適正に契約を締結する必要がある。</p>	<p>翌事業年度からは、履行証明書を確認し、契約保証金を減免している。 【現所属：観光政策課】</p>
<p>7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費</p>	
<p>⑥ (意見) 事業目標について</p> <p>成果指標が事業の成果を測る直接的な指標として適切でない。事業目的にかなった指標を設定すべき。</p>	<p>国・地域別の外国人入国者数を成果指標として追加設定し、既に対応済みである。 【現所属：観光振興課】</p>
<p>8. 観光振興事業費</p>	
<p>⑦ (指摘) 特命随意契約の公表について (福岡県観光推進事業)</p> <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとす」と規定されている。 しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。 なお、現在は既に公表していることを申し添える。</p>	<p>当該特命随意契約については、既に公表しており、翌年度からは特命随意契約については、契約締結後、すみやかに公表している。 【現所属：観光政策課】</p>

<p>11-2. 観光プロモーション推進事業費（海外観光客県内周遊促進事業費）</p>	<p>⑧（指摘）委託仕様書について 委託仕様書に事業概要のみ記載されており、具体的な指示は明記されていない。委託仕様書に定めのない事項については委託者と受託者で協議の上決定することになっているが、委託契約締結後の打ち合わせについて、正式な文書は作成されていない。適切なPDCAサイクルを適切に実施するためにも、計画段階で詳細な仕様書を作成することが望まれる。</p>	<p>平成29年度事業より、適切な予実管理ができるよう、仕様書に具体的な事業内容を記載することとし、既に対応済みである。 【現所属：観光振興課】</p>
<p>⑨（指摘）特命随意契約の公表について（海外観光客県内周遊促進事業） 特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。 しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。 なお、現在は既に公表していることを申し添える。</p>	<p>平成28年度事業より、既に対応済みである。 【現所属：観光振興課】</p>	
<p>14. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業</p>	<p>⑩（意見）事業目標について 当事業のねらい・目的は、世界遺産登録資産と炭鉱関連観光資源を結び戦略的なプロモーションを展開し、観光客増大を実現、伝統工芸、インテリア、酒蔵など本県が誇る産業を観光資源として確立し、地場産品の販売拡大の実現である。 しかしながら、成果指標として用いられているのは県内延べ宿泊客数である。指標を県内延べ宿泊客数とすると、指標の概念が大きくなり過ぎ、事業へ支出した成果を図るための指標としては適切ではない。 事業目的にかななった指標を設定すべきである。</p>	<p>平成30年度からは観光資源の発掘や体験プログラムの開発を通し、観光客の増大と消費の拡大を図ることを事業の目的とした。 県内延べ宿泊者数では指標の概念が大きくなり過ぎるという外部監査からの意見を踏まえ、県内各地区へのそれぞれの入込客を指標とすることし、事業の成果を図ることとした。 【現所属：観光政策課】</p>

15. 海外魅力発信事業費	
⑪ (意見) 事業目標について	成果指標が事業の成果を測る直接的な指標として適切でない。事業目的にかなった指標を設定すべきである。 【現所属：観光振興課】
16. 東京ガールズコレクションin北九州開催支援費	
⑫ (意見) 成果指標について	成果指標が事業の成果を測る直接的な指標として適切でない。事業目的にかなった成果指標を設定すべきである。 【現所属：観光振興課】
18. ふるさと名産品・旅行消費拡大事業費	
⑬ (指摘) 特命随意契約の公表について (福岡県ふるさと旅行券PR活動支援事業業務委託)	特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。 しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。 なお、現在は既に公表していることを申し添える。
19-1. 福岡県観光人材育成支援事業費	
⑭ (意見) 成果指標について	当該事業のねらい・目的は「観光の専門知識に関する研修を実施し、本県の観光事業に精通した「観光人材」を育成し、観光振興に寄与するもの」としている。 しかしながら、成果指標として用いられているのは、県内延べ宿泊者数である。当該事業との関連性は不明確であり、観光業界への就職者数を指標とするなど事業内容に沿った指標を設定すべきである。 【現所属：観光政策課】

<p>19-2. 福岡県観光人材育成支援事業費（「行きたいフクオカ！」観光魅力発信費）</p>	<p>⑮（指摘）委託仕様書について 委託仕様書に事業概要のみ記載されており、具体的な指示は明記されていない。このため、予実比較が困難であり、適切なPDCCAサイクルの実施ができない。適切な予実管理のためにも、委託仕様書は詳細に作成する必要がある。</p>	<p>今後委託事業を実施する際は、適切な予実管理ができるよう、仕様書に具体的な事業内容を記載することとする。 【現所属：観光振興課】</p>
<p>〔各論〕 公益財団法人福岡県中小企業振興センター</p>	<p>1. 中小企業総合支援事業補助金</p> <p>①（意見）事業の実施状況について 過去3年間の事業計画、事業報告によると、専門家派遣を行う事業において、計画に対して、実績が下回っている状況が見られた。計画に対して実績が下回らないよう、当該事業の周知による需要喚起を行う必要がある。</p>	
<p>②（意見）図書を購入について（北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業） 平成27年度において、当事業に関する書籍及び教育用DVDの取得費のうち約46%に相当する412千円の書籍の検収日が年度末になっており、十分に有効活用されていたかどうかは疑問が残る。 適宜、必要な書籍を購入し、事業の実施に役立てるべきである。</p>	<p>次世代自動車の将来計画などを把握するため、平成29年9月に書籍（先進運転システム採用／部品調達と将来計画 2017年版）を購入した。 平成28年度から貸出実績の分析を行っており、平成29年度以降も引き続き実施していく。また、セミナー等での周知及び情報誌（ビジネスサポートふくおか）への掲載（折り込み）を行った。</p>	
<p>③（意見）教育用DVDの活用について（北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業） 貸出申請書に基づき、貸出実績の分析を行い、DVDがどの程度活用されているか把握する必要がある。また目標を定め、より多くの貸出を行うため事業案内への掲載やセミナーでの告知を行う必要がある。</p>	<p>平成28年度から貸出実績の分析を行っており、平成29年度以降も引き続き実施していく。また、セミナー等での周知及び情報誌（ビジネスサポートふくおか）への掲載（折り込み）を行った。</p>	

<p>④ (意見) フクオカビジネスマッチングサイトの成果の把握方法について (販路拡大支援事業)</p> <p>企業間取引 (B to B) を推進するフクオカビジネスマッチングサイトでは、当該センターを介さず直接取引が行われており、マッチング数の把握はできないとのことであった。</p> <p>フクオカビジネスマッチングサイトがどの程度活用されているかを把握することは、事業の評価を行うために必要である。</p> <p>サイトのアクセス数は把握されていることから、当該アクセス数も事業目標とすることが考えられる。</p>	<p>平成29年度事業計画から当該サイトアクセス数も事業目標としている。</p>
<p>2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金</p>	
<p>⑤ (意見) 未収貸付債権管理マニュアルについて</p> <p>当該センターでは、債権の回収が困難となることがないよう、独自の未収貸付債権管理マニュアルを作成し、債権管理を行っているが、当該マニュアルとは異なる処理を行った事例が認められた。業務をマニュアル通り実施するか、もしくは業務実態に沿ったマニュアルの改訂を検討する必要がある。</p>	<p>現在、他県団体のマニュアルを参考にしながら、改訂について検討中である。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第98号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に規定する犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成30年4月10日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

審査基準は、平成30年1月22日から同年2月20日までの間、警察庁長官官房給与厚生課において、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めたモデル審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、実施しなかったもの。

2 審査基準の設定の日

平成30年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第99号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第11条第1項に規定する国外犯罪被害者慰金等の支給についての裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成30年4月10日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

審査基準は、平成30年1月22日から同年2月20日までの間、警察庁長官官房給与厚生課において、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めたモデル審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、実施しなかったもの。

2 審査基準の設定の日

平成30年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。

正 誤

発行 年月日	公 報 番 号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
30・3・27	3978	告 示	280	9	○			表 中	三井郡大刀洗町大字甲条1332番1先から 三井郡大刀洗町大字甲条1642番3先まで	三井郡大刀洗町大字甲条1332番1先から 三井郡大刀洗町大字甲条1642番1先まで